

1. 議事日程（平成30年第3回北広島町議会定例会）

平成30年9月10日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

服部 泰 征	コンパクトシティへの取り組みは 北広島町の医療体制について
大林 正 行	豪雨・土砂災害に備えて
中田 節 雄	「災害廃棄物処理計画」は策定されているのか 「COOL CHOICE」の取り組みを展開するべきでは
山形 しのぶ	女性の活躍をネウボラ事業の一つに
梅尾 泰 文	災害に強いまちづくり 環境は守れるか

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田 芳 晴	2番 美濃 孝 二	3番 真倉 和 之
4番 湊 俊 文	5番 敷本 弘 美	6番 森脇 誠 悟
7番 宮本 裕 之	8番 山形 しのぶ	9番 亀岡 純 一
10番 梅尾 泰 文	12番 服部 泰 征	13番 伊藤 淳
14番 中田 節 雄	15番 大林 正 行	16番 伊藤 久 幸

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 室坂 光 治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野 博 司	副町長	中原 健	教育長	池田 庄 策
芸北支所長	清見 宣 正	大朝支所長	竹下 秀 樹	豊平支所長	益田 智 幸
危機管理課長	野上 正 宏	総務課長	畑田 正 法	財政課長	植田 優 香
企画課長	砂田 寿 紀	税務課長	浅黄 隆 文	福祉課長	細川 敏 樹
保健課長	福田 さちえ	農林課長	落合 幸 治	商工観光課長	沼田 真 路
建設課長	川手 秀 則	町民課長	坂本 伸 次	上下水道課長	中川 克 也
消防長	石井 雅 宏	学校教育課長	石坪 隆 雄	生涯学習課長	西村 豊
会計管理者	畑田 朱 美	国土調査事務所長	堂原 千 春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局 田 辺 五 月 議会事務局 大 野 裕 紀

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分      開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、答弁においても簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇して、マイクを正面に向けて一般質問を行ってください。12番、服部議員の発言を許します。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。まず、初めに、近年、甚大な被害をもたらす災害が多発しております。今年の6月からでも、大阪北部地震や西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震と立て続けに起こっています。被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く、復旧、復興がなされますことを心よりお祈りいたします。このように、つらい話題が多い中ではありますが、北広島町ではうれしい話題もありました。先般行われたアジア大会のソフトテニスにて、どんぐり北広島の半谷選手と高橋選手が金メダルを獲得されたことです。大変元気をいただきました。選手並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、これをきっかけにして、北広島町のスポーツがより一層活発になり、次につながっていくことを願っています。それでは、一般質問に入ります。先に通告しておりますとおり、2つの項目について伺います。なぜか今回もまた一番目ということで、若干緊張しておりますが、しっかりと努めたいと思います。まず、1点目、コンパクトシティへの取り組みはについてです。北広島町は、現在非常に厳しい財政状況にあります。もちろん行政においても、北広島町都市計画マスタープランや北広島町長期総合計画、北広島町行政改革大綱など、さまざまな計画を策定し、いろいろと取り組みをされており、よくなった点も多くあると思います。しかしながら、減額されていく交付税、今後行う予定の公共事業、老朽化する公共施設やインフラ設備への対策、自然災害等の被害により財政状況は年々厳しくなっているように思われます。このような情勢では、生活機能や都市機能が集約されたコンパクトなまちづくりがポイントになってくると思われます。コンパクトなまちづくりで人が集約することにより、

公共施設や道路、水道、情報網などのインフラ設備の適正化、路線バスやホープバスなどの公共交通網の最適化、各商業施設の活性化や新たな進出が図れると考えられます。また、自然災害への対策や医療・介護における在宅サービス強化にも大いに役立つと考えられます。北広島町においても、北広島町都市計画マスタープラン等で取り上げられていますが、現状を確認したいので伺います。北広島町都市計画マスタープランにおいて、都市機能及び居住地区を集約したコンパクトな都市形成とありますが、どのような内容でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 建設課からお答えします。広大な面積を有する本町では、人口減少や高齢化が急速に進展していることから、今後の社会情勢を見据え、都市機能が集約され、用途が適正に配置された効率的な都市の形成を目指すものでございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、その中で特に力を入れている取り組みや具体的なスケジュールはあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） コンパクトシティを直接目指すものではありませんけども、まちづくり拠点施設整備を中心とした役場周辺まちづくりにつきまして、本年度から5カ年計画で進めております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） まちづくり拠点整備は、千代田地域だと思うんですが、それでは、その他地域、芸北、大朝、豊平、この地域についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 役場周辺地域の整備でございますけども、まちづくり拠点施設整備にあわせて、町道河本中出線の整備、それからパーク&ライドの駐車場の整備、それからコアゾーンの整備、それと商業施設との接続等による一体利用などを計画しております。その他、芸北地域、大朝地域、豊平地域につきましては、具体的に事業計画がどうのといったことはございませんけれども、やはり支所回りを中心としたそういう空間形成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その他としては、まだ具体的な計画はないということで。もし、目標値等設定しているのであれば、その現在の進捗率というのがどれぐらいだよというのがあれば伺いたいのですが。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） マスタープランは、目指すべき将来の都市像を明らかにするものでございまして、目標値という定めは特にございません。ただし、マスタープランに基づきまして、千代田都市計画区域の用途地域の見直しを実施しております。平成29年度に有田地区、古保利地区、壬生地区について見直しを行いました。継続課題となりました新都地区につきましては、今年度見直しを予定しております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町でも、千代田地域は新しい商業施設がどんどん建設され、また、アパートや一戸建ての家屋が多く建設されています。もちろん民間によるものなので、行政が

かかわることは難しいと思うのですが、都市計画に影響してくると思えます。そこで問います。このような状況は、北広島町が目指すまちづくりにどう影響しているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 新しい商業施設や一戸建て住宅、民間主動による集合住宅などが建設されることについては利便性の向上をはじめ流入人口の増加や定住につながることから、まちづくりの観点においても大きく寄与しているものと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町では空き家対策としてさまざまな物件を紹介しています。もちろん空き家を有効活用するのは大切なのですが、北広島町が目指すまちづくりと合致していることが重要と思います。そこで、問います。空き家物件について、生活圏や将来的な公共交通網を視野に入れているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 空き家情報バンクでは、学校、病院、コンビニ、高速道路のインターチェンジなどへのアクセスや最寄りのバス停などを紹介しております。空き家の中には、現在、また将来的にも公共交通での対応が困難な物件もあろうかと存じますが、そういう事情も十分に考慮していただいて、ご契約いただいているものと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その中で、都市計画に合致している優良物件があった場合、積極的に動いているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 都市計画につきましては、目指すべき都市像をエリアとして捉えておりますので、一つ一つの物件、優良物件があった場合に積極的に動いていくということはいたしておりません。通常空き家情報バンクと同様の取り扱いをしております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 先ほど、千代田地域以外の都市計画は、まだ考えられていないということですが、やはりこれからは必要になってくると思うんですが、そのあたり、今後考える方向はあるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 千代田地域以外の芸北、大朝、豊平につきましては、住宅の長寿命化計画の中で、老朽化した住宅も多いことから、役場周辺に建築する場合は建築をしていこうということで、周辺にある老朽化した建物は維持管理をしながら、建てかえはしていかない、用途廃止をしながら、そういった利便性の高い地域に集約していこうということで、住宅政策のほうでは、そういう見通しを立てております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 高齢者のみで生活されている世帯も多くあると思います。医療・介護分野においては、今後、膨張し続ける社会保障費抑制のため在宅サービスをメインに据えていく計画としています。しかしながら、高齢者のみの世帯の場合、多くは老老介護になるか、単身の場合で、近くに介護事業所がない場合は施設に入るしかありません。北広島町は広大な面積を持っています。そのような北広島町において在宅サービスを行うには採算の合わない場合が多く、利用者のニーズに応えることが難しいケースもあると思います。また、冬季においては送

迎車両が入れない地区もあります。地域での生活を続けるにはやはりコンパクトな都市づくりが必要ではないでしょうか。そこで問います。高齢者のみで生活されている世帯に北広島町の都市づくりについて説明等を行っているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 高齢者のみで生活されている世帯について、都市づくりについて説明などは行っておりません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、もしそうなった場合、今後、在宅サービスとかを行うとき難しいと思うんですが、計画もないですかね。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今後、そういった課題も出てくると思っております。高齢者世帯ということで、どの世帯を対象にどう行ってまいるかという課題もありますけれども、まちづくり拠点整備事業において、合意形成の手法として、住民参加型のワークショップを開催しており、都市計画行政を進めてまいる上でもこのような手法が取り入れられるか、研究してまいりたいと存じます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、自宅などの改修を行う場合、立地場所が都市づくりに適合している物件を紹介し、助成金を出すなど都市づくりを促進していく計画はあるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 都市づくりに適合しているということで、利便性の高い都市に近いところだと思うんですが、そういう助成金を出したりというようなご指摘の計画は現在ありません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、都市づくりに適合している使用していない公共施設などの住居利用は考えておられるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 公共施設等総合管理計画に基づきまして、活用する見込みのない施設については、譲渡、売却などを進めておりまして、今のところ住居の利用については考えておりません。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） もったいない物件もあると思います。この前、視察でアンデルセン施設を回ったときにもかなり有効活用されてましたので、やはり冬季とか、そういったときだけでも入れるような施設をふやしていくべきだと思うんですが、今後も計画される予定はないのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 施設の有効活用の観点から言いますと、住居としての活用も一つの選択肢であるかもしれませんが、住居として利用する場合には、居室、寝室、台所、浴室、便所などの主要な間取りが必要になってまいります。仮に共同利用で、そこまでしない場合でも一定の設備に改修する必要があるかと思います。また、耐震性の低い建物については、その対策も必要となってまいります。施設の利用目的を変更する場合には多くの場合、消防法の適合を受

け直すということが義務づけられることから、多額の改修費用を要する場合があります。そういった観点からも、まずは、活用する見込みのない公共施設につきましては譲渡や売却について進めてまいる必要があると思います。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） コンパクトにすることで、先ほど言ったように、インフラまわりとか情報網とかは、あと公共の交通網を安くする部分があると思います。そういった形で、どちらにしたほうが将来的な負担が少ないのか、一度試算等していただいて、一度出していただければと思うんですが、そのあたりの試算はされるといったようなこともないですかね。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 試算をしてみるべきではというご質問ですけれども、どういった手法でそういうことができるか、まずは研究をしていかなければならないと思っておりますけれども、大都市部と違いまして、中山間地の中で、そういう都市機能を集約してまいるということで、小さな拠点づくりということにもつながってくると思いますけれども、やはり農業、林業を基盤とした昔から土着した人々からすれば、住まいを移しかえるということについては、かなり意識の醸成といいますか、そういった啓発から、まずは進めてまいる必要があると思いますので、いきなり経済的な面からだけでの検討ということにはつながっていかないのではないかと思います。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 昨年、総務常任委員会の視察研修にて公共交通をうまく稼働させている町に行きました。そこで気づいたのは、北広島町に比べて面積がかなり小さいことでした。コンパクトな町であれば、料金設定や運行方法によっては公共交通は上手に運用できると感じました。北広島町は646.2平方キロメートルと広大な面積があります。公共交通の維持に大変多くのお金がかかっています。コンパクトなまちづくりを行うに当たり、ある程度の財源は必要になると思われませんが、公共交通やインフラ設備の維持、修繕、公共交通の利便性向上、在宅サービスの充実を考えると将来的な負担は減ると考えられますので、より一層の取り組みを期待しまして、この質問を終了いたします。では、次の質問に移ります。北広島町の医療体制についてです。今後、地域医療構想、そして地域包括ケアにより提供する医療、急性期から慢性期の分担と医療・介護が連携し、状態に応じて最良のサービスが提供される形を目指していくこととなります。高度な医療を提供する高度急性期病床、その後のリハビリ等を行う亜急性期病床や回復期病床、地域医療の窓口や在宅診療を担うかかりつけ医、そして介護が必要な方が入所する介護施設や在宅での生活を支える在宅サービスです。手術や詳細な検査、入院等は設備や人員が整った病院で行い、その後、症状が落ちついたリハビリなどを地域の医療機関や介護施設で担う形になります。そのような中、豊平病院における役割は、やはり地域医療の窓口となるかかりつけ医と各医療機関や介護サービスとの連携を行うことだと思います。さて、北広島町豊平病院の指定管理者が現在の医療法人となって3年、平成31年3月に更新となります。指定管理料は、3年間で7億円という契約で、その間に収益を改善し、事業が存続できる形にするという目的であったと思います。この3年間、指定管理者である齊和會様をはじめ、行政や地域住民の方の協力により、少しずつ収益は改善傾向にあると思われませんが、当初の目標としてきた数値には達していないようです。まずは、現状を確認します。平成30年における外来収益、入院収益の金額、そして病床の利用率はどうだったでしょうか。

- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。平成30年度の外来収益は約1億9000万円。入院収益は約2億5000万円を見込んでおります。1か月平均でございましたら、外来収益は約1600万円、入院収益は約2100万円を見込んでおります。病床利用率は、7月末で62.3%でございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では、その金額や病床利用率は、当初掲げていた目標値と比べてどうだったでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 指定管理の導入時、平成28年3月議会で提示をしております計画に比較しましたら、入院・外来等収益合計では約6200万円少なくなっております。病床利用率は、平成30年度の目標が73%でございましたので、現時点においては厳しい状況でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは運営していく上で必要な次の経費は幾らかかっているのでしょうか。まず、医師、看護師等の人件費については。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 平成30年度の医師、看護師等の給与費でございます。1年間で約4億7000万円、1か月平均では約3900万円を見込んでおります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それではCTやMRI、内視鏡など画像診断装置や各検査機器及び設備のリース料、保守料は幾らかかっているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 同じく30年度でございます。30年度の医療機器や設備のリース料、保守料は、合計で1年間約4900万円、1か月平均約400万円を見込んでおります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、その他必要とされる経費はあるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） その他必要とされる経費でございます。1年間約2億7000万円、1か月平均2200万円を見込んでおります。その他経費の中には給食の委託費、水道光熱費等も含めてでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では、その中で、指定管理料以外に町が負担しているものではどのような金額になっているのでしょうか。お願いします。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 指定管理料以外では医療機器整備費用及び企業債償還利息、元金でございます。平成30年度の当初予算では、医療機器整備費用1636万円、企業債償還利息1305万円、企業債償還元金5813万9000円でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。

- 12番（服部泰征）では、それらを勘案した結果、現在どのような状況と言えるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 外来患者数は伸びてきておりますが、収益以上に経費等支出がかさみ、30年度の指定管理料1億9000万円では、運営費の資金不足が予測されます。そのため、今回の9月議会において、3年間の指定管理料として設定されております債務負担行為金額内の補正6000万円を計上させていただいております。経営改善につきましては、予定どおりに進んでいるとはいえない状況でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは、今後、人口減少が進む中、採算が合うようになると考えられませんか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 人口減少の中、将来的な患者数は減少することが予測され、病院経営は大変厳しい状況になると考えております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では、今後の設備や機器について伺います。私が調べたところ、日本は、CTの数が100万人当たり107.2台とのことです。先進7カ国、通称G7の25.2台を大きく超えているそうです。また、MRIに関しても日本は100万人当たり51.7台であり、G7平均の25.8台を大きく超えているそうです。つまり日本には、医療の水準が高く、日本より面積が広い国もあるG7と比べても、CTは4倍、MRIは2倍の数を有していることとなります。このことは医療費の高騰や放射線の被ばく量が懸念される一因になっているという意見もあります。では、北広島町に当てはめてみましょう。先ほど言ったように、CTは、日本はCTは100万人当たり107.2台、MRIは100万人当たり51.7台と多くありますが、それで計算しても、北広島町の人口約2万人弱で考えると、多くても町内にCTは2台、MRIは1台で十分といえます。これらの機器は、千代田地域及び大朝地域の民間の医療機関で既に足りており、なぜ、公的な資金を投じて新たに購入が必要だったのか、理解に苦しみます。また、機能を集約して、それぞれが得意分野を賄いながら連携する地域医療構想からも外れていると思われれます。そこで問います。なぜ、このような高額な検査機器を導入したのか。町内の医療機関と連携することを考えなかったのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） MRIにつきましては、平成28年4月から指定管理者が外来診療する中で、予想していたよりもひざ関節などの関節の痛みや、不具合で受診される方が多いこと、また、患者のおよそ8割が手術が必要な方だとわかりました。これらの患者さんの状態をより正確かつ迅速に診断すること、安心した医療を提供する上においては早急な導入が必要と、MRIのリース導入について指定管理者から提案がございました。そこで、MRIも含め医療機器の整備について協議し、迅速で正確な診断は、診療の根底になるものであることを考え、整備することとしました。他の医療機関との連携につきましては、協議をしましたが、受診者の約8割は高齢者であることから、他の医療機関へ受診しての検査も負担が大きくなると考え、豊平病院での整備といたしました。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） では、これまでリース料や保守料を賄えるだけの検査数はこなしていたの

でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 平成29年度のMRIの検査件数でございます。1年間で353件でございます。月に約30件でございます。収支に合う件数は、1か月約60件でございますので、約半分程度の検査件数となっております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、今後はリース料や保守料含め、どのようにされる予定でしょうか。また、不要になった場合、残りの機器の取り扱い、リース料や処分料含め、どうなるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現在ある医療機器につきましては、安心した医療を提供するために有効活用することが一番と考えておりますが、今後の病床機能や診療科目、経営規模、患者動向から整理していくことも必要かと考えております。その際、残りの機器のリース料や処分などにつきましても収支を試算し、考えてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 例えばリース料とかがあったら5年の契約になると思うんですが、残りを切ってしまうと違約金か何かが発生すると思うんだけど、そのあたりはどう考えてますか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） おっしゃるとおりでございます。MRIのリース期間6年間でございますので、その間、すぐに切るところの試算と、あと保守料等も計算し、有効活用の期間であるとか試算の中で考えていくことを今考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 戦後の世代として、最もボリュームのある団塊の世代が75歳以上となる2025年、日本は、5人に1人が75歳以上、3人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入すると言われております。北広島町においては、さらに顕著であり、65歳以上の人口について、平成27年度のデータでは、全国26.6%、広島県27.5%に対し、北広島町は37.4%となっております。特に豊平地域においては平成29年9月末のデータにおいて、高齢化率48.8%となっており、町内の芸北47.7%、大朝地域40.6%、千代田地域30.2%のうちトップとなっております。今後はより一層高齢化が進むと考えられます。近年は、医療と介護をより密接に連携することを重点に置き、改定が行われてきました。2018年度は、医療・介護の同時改定が行われ、連携をより一層進めることに評価が置かれています。このような状況下においては、北広島町においてもその状況に応じた医療・介護体制へ柔軟に対応しなければなりません。豊平病院は、豊平地域に唯一の医療機関であり、地域にとって必要な病院ですが、先ほど言った医療・介護の包括的な運営、そして切迫している町財政から考えると、今後の病院の規模や形態も含め、抜本的に見直す必要が生じていると思います。そこで問います。指定管理者更新となる来年度どのような体制を検討されているでしょうか。A. 病院として存続する。B. 有床診療所とする。C. 無床診療所とする。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 今年度は、指定管理の期間である3カ年の最後の年でございます。また、町職員の出向も今年度が最終年度ということでございまして、町出向職員へ意向調査を行

いましたところ、病院を継続できるだけの看護師が確保できないこと、また、経営状況も大変厳しいことなどから、現時点においては、経営形態を病院から診療所に転換することとしました。有床診療所、または無床診療所のどちらにするかを検討している段階でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、前述したAからCの3パターンにおいて、それぞれ次の事項はどのようになるのでしょうか。現時点で公表できる試算等で構いません。まず、指定管理料については。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 現在検討中でございます。公表できる試算はございません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、医師及び看護師、その他職員の雇用体制は。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 雇用や体制につきましても、今現在検討しているところでございますので公表を控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、夜間とか昼間、休日における救急対応は。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） こちらにつきましても、診療所の体系によりまして変わってくると思います。現在検討中でございます。公表できませんので、失礼いたします。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 次の質問もそうなると思いますので、一応、地域包括ケアとか対応機関との連携とかも次の医療次第ということでもよろしいんですかね。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 町としましては、かかりつけ医機能の強化、訪問診療等による在宅医療の提供、特定健診、がん検診による保健活動、他施設、他職種との連携による包括的サービスの提供を診療所の目指す姿としております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、例えば有床診療所なら幾らぐらいまでが限度とか、無床なら幾らぐらいまでが限度というのも公表は難しそうですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） はい、現時点においては検討の段階でございますので、公表を控えさせていただきます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） それでは、ちょっと質問変えまして、病院の場合とか有床診療所の場合、無床診療所の場合、それぞれいい点、悪い点があると思うんですが、それはどのように、メリット・デメリットはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 病院のメリットの主なものは、入院機能があるということでございます。

す。デメリットは、給与等経費がかかるということでございます。有床診療所の主なメリットは、19床でございますが、入院機能があるということ、デメリットは、やはり夜間に看護師の配置が必要でございますので、経費等が無床診療所に比べ、必要となります。無床診療所のメリットは、病院、有床診療所に比較して、医療スタッフが少ないため経費が縮減できるということ、デメリットは入院ができないということでございます。病院、診療所でそれぞれのメリット・デメリットがございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 財政難、人口減の日本において、社会保障費の抑制や人手不足、機能の選択と集中への取り組みにより、今後は、中山間地における一つの医療機関で、かかりつけ医から高度な検査や手術、入院から在宅サービスまで行う体制は難しいといえます。豊平病院の今後については、あり方検討支援業者の提言において、現在の運営体制では、採算性は期待できず、いかなる運営形態に変えても町一般財源からの繰り出しは必要となる。人口減に伴う患者数減少を考慮すると、将来にわたっては、現在の病床数を維持することは困難である。有床診療所は、歳出がさほど抑制できない上に診療報酬点数上の医業収益が激減するため、採算上では不利な運営形態、ただし、これらの状況を把握し、無床診療所へ転換する流れの中で、段階的に有床診療所で数年間運営する事例はある。自己完結的経営は不可能であるため、一定の医療圏内において、広域的連携のもとでの運営を積極的に検討すべきなどの提言がありました。また、北広島町立病院診療所経営健全化委員会においても、新規患者数が伸び悩んでいる現状でベッド数の維持は難しい。ベッド数の転換を考えたほうがよい。民間病院でできることは民間に任せる。公的病院は民間でできないことをやるのが本筋であるとの見解でした。これらの内容から、今後、公的病院である豊平病院においては、町財政に負担とならない運営であること、これは運営に投入されるお金は町民の皆さんが負担する大事な税金であることを認識し、赤字運営となる体制はできるだけ避けること。民間の資源を最大限有効活用すること。これは人口減となっている現状を踏まえ、画像診断や精密な検査、そして入院などは町内で人員が整っている民間へ任せ、地域におけるかかりつけ医として外来診療や夜間などの救急対応、在宅医療や介護施設との連携を図っていくことが重要となってくるのではないのでしょうか。そこで、町長に問います。北広島町としては、前述、先ほど言ったAからC、病院、有床診療所、無床診療所のうち、どの方向を目指していきたいのか。また、それを決定する上で重視する点と、その根拠は何でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 方向性については、先ほど担当のほうからもお答えをさせていただいたように、いろんな状況の中で、総合的に判断する中で有床診療所、または無床診療所の選択になると考えております。まだ、そこについては、どちらにするかということについては検討中であります。決定する上で重視する点ということではありますが、豊平地域には医療機関が豊平病院しかないということもありますので、地域医療を守っていくという観点から、いずれにしても、将来とも維持可能な医療機関、かかりつけ医的なものを想定しておりますけれども、地域医療を守る上で必要なものだというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 何度も言いますが、豊平病院は地域にとって唯一の医療機関であり、今後どのような体制になるのかは大変重要なことです。そこで、最後に問います。地域住民に対し、

どのように説明していくのか、具体的なスケジュールや内容等があれば教えてください。

- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 8月27日に豊平地域の地域医療を守る会の役員の方に病院から診療所に経営形態を転換することをお伝えさせていただきました。診療所の具体的なところが決まりましたら、説明会等を開催させていただきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 納得できる形を目指していただきたいと思います。これからも地域を守る医療機関として存続していただくためにも、地域の実情に合った体制と持続可能な経営が行われることを期待しまして、私の質問を終了いたします。
- 議長（伊藤久幸） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 45分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。次に、15番、大林議員。
- 15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。豪雨、土砂災害の備えについて質問いたします。4年前の平成26年8月の集中豪雨により、隣の安佐北区、安佐南区で大規模な土砂災害が発生し、77の方が犠牲になりました。今年も7月の西日本豪雨により、広島県だけでも108の方が亡くなられるなど甚大な被害が発生し、今なお復旧作業が続いております。本町におきましても、平成18年にゲリラ豪雨が発生し、河川の氾濫や土砂崩れにより甚大な被害が発生いたしました。また、近年では、毎年のように集中豪雨による大規模災害が発生している状況であります。行政としても、さまざまな災害対策を講じておられますが、気象情報を具体的に把握することは災害の発生に備えるとともに日常生活にも活用することができます。また、避難の遅れによって、被害が大きくなった事例もありますので、避難方法等について質問いたします。気象観測所には、設置者が国、県、町とさまざまなものがありますので、順を追って質問いたします。まず、気象庁の観測所アメダスでございますが、町内のどこに何か所あるのか伺います。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） それでは、危機管理課からご答弁を申し上げます。アメダスでございますが、芸北の大泊、八幡高原センター付近、大朝のわさ環境農業公園付近、それからどんぐり村、以上4か所でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 大林議員。
- 15番（大林正行） 今ありましたように大朝地域に1か所、それから芸北地域に2か所、豊平地域に1か所ということであります。千代田地域にはありません。なぜ、千代田地域にないのか疑問に思っているらっしゃる町民の方も多いのではないかと思うんですけども、その辺の設

置基準というのはあるのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危機管理課からお答えします。気象台のほうに問い合わせたところ、資料持ち合わせておりませんが、たしか20キロ範囲とか、そのキロを示されて、全国的に、そのキロの範囲にその気象観測所を設けられております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 隣の観測所の距離が20キロとおっしゃいましたけれども、多分、今の距離はもっと広いんじゃないかと。それでいきますと町内4か所というのは少ないような気がします。それで、テレビなどで天気予報出ますけれども、北広島町の予報というのは、大朝ということで表示されます。これは大朝のわさ公園のところにありますので、それをもとに発表されるわけでございますけれども、町内は非常に広うございます。先ほどもありましたけれども、646㎥ということで、標高見ましても、ここの役場が270mでございます。それから八幡地区に行きますと700mを超えているということでございます。非常に高低差も大きくなっておりますので、それによって雨の降る量でありますとか、天気も大きく変わってくるのではないかと思います。そういったことで、役場があります千代田地域にも設置するように働きかけることはできないのか、これ、町の権限ではありませんので、気象台のほうへそういった、できないのかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） こちらのほう、気象台のほうにも範囲をお聞きしましたが、そちらのほうで、全国的にその範囲を決められておりますので、なかなかその場所に設置して欲しいという希望できないかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 確かに、お願いすればするというようなものではないと思っておりますので、できないというふうにとめておきます。それで次に、気象庁が設置したアメダス以外にも国とか県が設置した観測所が町内に何か所かありますので、町内に何か所あって、その情報はどのように活用されているのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 町内には、国、県気象台、合計23か所の観測所がございます。この情報は、インターネットなどで、誰でも確認することができ、主に防災情報として活用されております。危機管理課では、この23か所と、町が設置しております4か所、このデータを確認しながら、避難に関する情報発信の時期や内容を決定をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 町内には、アメダスを含めて23か所設置されているということで、それはインターネット、広島防災ウェブだと思いますけれども、これで見ることができます。リアルタイムで出ておりますので、自分の住んでる近くのところを見れば、いろんな正確な情報がわかるということだと思いますけれども、実際にこれを利用されている町民の方は少ないのではないかと。利用というか、そのこと自体をご存じないんじゃないかと。いろんなパンフレット出しておられまして、その中には、広島防災ウェブを見てくださいということを書いてありますけれども、そこらの周知をもう少し丁寧といいますか、浸透するようにやっつけば、い

ろんな情報が町民に行き渡るといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） こちらの情報の周知ということでございますが、まちづくり出前講座とか、そういうところで必ずその情報のとり方とか、住民の方にお知らせをしておるところでございますが、まだまだ周知が足りないところございます。これからも引き続き周知をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 次に、今、气象台、それから国、県が設置した観測所は23か所ありますが、それ以外に北広島町が設置し、管理しておられます北広島町河川気象観測システムというのがありますので、それについて質問をいたします。観測所は、芸北、豊平、大朝、千代田の4か所に設置されておまして、風速、気温、雨量などのデータがリアルタイムで町のホームページに公開されております。この観測システム設置の目的とデータはどのように活用されているのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 観測所の目的でございますが、主に防災や避難情報発信のための気象情報収集の目的で備えてございます。現在は、防災に関し、気象情報の収集、過去のデータは、過去の災害発生時と気象情報データの関係性、こちらについて検証しております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 防災等に活用されているということでございます。気象庁もいろいろと発表されますけれども、それに加えて、町もこれを活用して対策を練っていらっしゃるということでございますけれども、一番災害のときに心配になるのは雨量、もちろん風速もありますけれども、この雨量の表示が累計雨量と日積算雨量になっております。累計雨量というのは、雨が降り始めてから降り止むまで、測定現在、6時間以上降らなかった場合は、そこでリセットされるというように聞いてます。日積算雨量というのは、夜中の0時にリセットされて1日24時間の雨量というふうになっておりますけれども、それも確かに大事です。地面にたまった水を考えるとありますけれども、やはり災害発生を予測するには、一番大事なのは時間雨量、1時間当たりの雨量というのが大事ではないかと。例えばバケツをひっくり返したようななどしや降りというのは、大体、時間雨量40ミリとかいうふうに聞いておりますけれども、そういったことで、これが表示されておられません。ぜひ、これを追加してもらいたいといいますが、追加するべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。また、表示されてない理由があったら教えてください。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 時間雨量のほうですが、避難準備に必要であると思います。気象観測システムでも時間雨量のほう計測をしておりますが、データを公表するには、システム上簡単には公表できないということで、システム上の問題で、現在のところは公表できておりません。先ほども話しました国、県などの23か所でございますが、こちらのほうは10分間雨量、時間雨量、それから累加雨量など気象情報をリアルタイムで確認ができますので、こちらの利用のほうをいただきたいなということで、町のほうでは、なかなかお知らせできないところございますが、この23か所のデータを見ていただきたいというふうに思います。以上でございます。

す。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） システム上で表示できないということでございますが、23か所では、今おっしゃったような表示がされております。刻々と変わっておりますけれども、私も2か所ぐらい行ってみましたけれども、余り遜色ないような設備、外観上はありました。それ、なぜできないんですかね。国、県はできて、町のは、ちょっと古いとか、そういう何かそこらの理由とか、例えば経費がたくさんかかるとか、そういったようなことが、もしわかれば教えてください。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） まず、システム上でできないというところではしか把握ができておりません。それを公表できるところの間のシステムのことだと思いますが、そちらでできないというところではしか把握できておりませんので、ご答弁にさせていただきます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 時間雨量、非常に大切でございますので、ぜひ調べてみて、ご検討いただきたいというふうに思います。それから、ここで得られた過去のデータ、10年間分が詳細なデータというのが公開されております。インターネットで見れば、これが皆わかるということで、この資料を農作物の作付などにも活用されている方があります。そういった観点から、現在の設置場所が果たして適切なのかどうかという疑問があるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在設置しております場所ですが、過去のデータと現在のデータを比較するには、現在の設置場所のものは変更すべきでないと考えております。農作物の作付に関するにも、作付する場所に設置され、過去のデータがあれば有効であると考えますが、現状といたしましては、町の設置している4か所と、国、県の設置しております23か所、合計27か所のデータを参考にすることで対応していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 県、国等もということですけども、町のホームページに出ているのが一番見やすいんですね。すぐに見れるということで、これを活用するのが一番大事だということで伺ってるわけでございますけれども、なぜ、こういうことを言うかということ、千代田の場合、どこにあるかと言いますと、本地の海見山にあるんですよ。そこは設置場所は、大体ですけども標高は450mでございます。先ほど言いましたように、この役場のところは270mということで、気温が千代田の平均と450mの山の麓だと相当違います。そういったことで、このデータを農作物の作付、どういう作物がこの地域に合っているのか、そういったことに使うわけでございますけれども、JAの指導員の方も、このデータでは参考できないということも私も聞きました。そういったことで設置場所の見直しか、あるいは、さらに平地に増設する、そういったことが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 現在のところは、設置をするというところは考えておりません。しかし農作物の関係で、今のJAの方が言われた意見については、しっかり受けとめまして、ま

た研究もしていきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） このデータの最後には、このデータの正確性には疑問があるんで、それによって損害受けても町は責任持てませんと。ちゃんと書いてありますけれども、やはりせっかく投資してつくったものですから、日常生活にも役に立つようなシステムにしていきたいと思います。それから、このデータの公表の方法なんですけれども、今年の4月から、きたひろネットでデータ放送が開始されました。この中では、河川カメラの映像は見るようになるようになっております。しかしながら、今、町が設置した気象観測データはインターネットでは見れますけれども、このデータ放送にはのっておりません。これもデータ放送でインターネットと同じ情報が見れるようにしてはどうかというふうに思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 北広島町気象観測システムから、きたひろネットのデータ放送への雨量などのリアルタイムのデータを送ることはということでございますが、こちらのほうもシステム上できないということで、データをきたひろネットのほうに拾い上げられないという仕様となっているというもので、現在のところは、そこに表示できないというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） システム上、こちら難しいということでございますけれども、若い人はインターネット、皆使ってらっしゃいますので、いいと思いますけれども、高齢者の方が家庭でこの情報を見ようと思えば、テレビをつければ、すぐ見れると。河川情報は、川の状況ですね、水のかさとかが家でリアルタイムに見れるということで、それが見れて、このデータがなぜ、これ刻々と情報が変わってますので難しいんかと思っておりますけれども、ぜひ、そこらも先ほどの時間雨量と合わせてご検討いただきたいと思っております。次に、町内は非常に広くございまして、地域によっては雨量が大きく異なることがあります。対応がおくれましたら甚大な被害が発生しまして、避難等の対応にも問題が発生することが考えられます。緑井地区の民生委員の方は自腹で自宅前に雨量計を設置して、7月6日にも雨量計を見て、民生委員仲間とともに早目の避難を呼びかけたそうでございます。また、八木地区の方は、大雨が降るから避難しましょうという呼びかけではなく、具体的に雨量を伝えることにより説得力があったというふうに言っておられます。そこで、自主防災組織ごとに簡易雨量計を設置してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 毎年のように、各地でゲリラ豪雨が発生しておりまして、各地域の雨量は違い、雨量計があることは大変有効で、自主避難の客観的な資料になるものでございます。簡易雨量計についてですが、家庭での自主防災用として雨量計ということであるならば、公表されておりますペットボトルでつくる雨量計がございまして。降った雨のかさで示されるため、筒状の透明な容器に目盛りをつけて、これを読み上げれば十分と考えております。危機管理課では、雨量計の作成要領を講習会などでお配りしております。なお、現在のところ、自主防災組織ごとへの設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 雨量計の設置を考えておられないということでございます。自腹でやるし

かないかなというふうに思いますけれども、今ご紹介がありました簡易雨量計のつくり方、これだと思えますけど、これはペットボトルでつくる簡易雨量計のつくり方でございます。目盛りもついております。これを以前、本地には自主防災組織が行政区ごとにありまして、それを束ねる連合会をつくっております。そこで訓練であるとか講習会開いておりますが、危機管理課長にも来ていただきまして、この紙を配っていただきました。私もこれで作ってみました。ちょっと持ってきましたので、これでございます。外が1.5リットルのペットボトル、中が500ccのペットボトルでございます。ここに目盛りがあります、これは切って張ってあったということでございます。非常に簡単です。1.5リットルのペットボトル、500cc、ジュースを2本買えばできます。あとセメンダインがあればできるというものでございます。こういったものも、配っていただきましたけれども、多分作ってみたのは余りないんじゃないかというふうに思います。まだまだ改良しなければいけない面も、作ってみまして思うんですけども、改良点、まず言いますと、この目盛りが紙をのりで張っただけ。ですから、雨でぬれれば取れてしまう。その辺は改良の余地はあるんじゃないかと思えます。あとは、それぐらいと、軽いんで風が吹けば飛んでいく。そこらを何とか考えないかん。ということでございますけれども、今、簡易雨量計を町で、市販されているのは、安いのは3000円ぐらいから、あとは数万円、数十万円ありますけれども、これを作って量る、そういったような、もうちょっと周知といいますか、広めたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危機管理課といたしましては、やはりこれ広めようと思って、一応、その要領についてお配りをしているところでございます。作ってお渡しをすればいいということでございますが、やはりそちらも危機管理課のほうで考えまして、もっと皆さんに利用いただける方法を検討して対応していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） それでは、次の質問にまいります。災害発生しますと避難準備、避難勧告、避難指示発令等が出ますけれども、その場合の避難所設置の基本的な考え方についてお伺いします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難勧告、避難指示のときの避難所の考え方ということでございます。避難の発令順序といたしましては、まず、避難準備、高齢者等避難、こちらのほうは避難に時間がかかる方は避難行動を始めてください。その他の方は避難の準備をしてくださいというものです。次に、避難勧告、こちらのほうは、通常の避難行動ができる方は、近隣の避難場所へ避難行動を開始してください。そして避難指示でございます。こちらのほうは、避難行動している方は、確実な避難行動を直ちに完了する。そして避難していない方は、直ちに避難行動に移るか、その暇がない場合は、命を守る最低限の行動をとるという3段階の避難情報となっております。町としましては、気象状況を確認し、地域が偏る場合もございますが、避難準備高齢者等避難の発令時には、1から4か所程度の避難所を開設し、その後、避難勧告時には避難地域の避難所を開設するよう計画をしております。また、自主防災組織や行政区などで自主的な避難所の開設と、早目の避難にご協力をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 避難準備のときには、これ町内全域でですか、1ないし4か所開設されるということで、避難勧告が出れば、全ての避難所を開設するというふうに、対象地域の全ての避難所を開設するという、それで、今もおっしゃいましたように、自主防災組織でありますとか行政区などによる自主的な避難所の設置、開設というのは、私非常に有効な手段ではないかというふうに思います。そこで、自主避難所の設置に関する町の考え方、そして、今回の7月の豪雨のときの設置状況はどうであったのか。また、設置された場合、毛布であるとか水であるとか非常食などの準備については、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） まず、避難所の考え方でございますが、まず、危険を感じる方がおられれば、早目に危険な場所から移動し、近所または避難所に移動してください。そして、自主避難所の考え方ですが、地域の状況は、それぞれの気象状況や地域の考え方がございます。自主防災組織や行政区などで相違はあると思いますが、地域の方の声や状況を考えられ、避難所開設にご協力をいただければと考えております。そして今回、平成30年7月豪雨の際から自主防災組織、そして行政区などで避難所開設にご協力をいただき、多くの避難所を開設していただきました。33か所の避難所、220人の方が避難をされております。食料、毛布についてでございますが、放送でもお願いをしておりますが、できれば数日分の食料や毛布も持参し、避難をしていただきたいものでございます。毛布が配置された避難所もございますが、ない場合は、避難所から町へ連絡をいただければ、町で備蓄しているものを避難所へ配布いたします。足りていない資器材についても、その折に町に要望してもらえば検討し、対応するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 今回の豪雨のときには33か所で220人が避難ということでございます。私住んでおります本地では呼びかけがありまして、実際に開設しましたのは1つの行政区ということで、行政区長さんとこが集まって話をされて、やっぱり何かあったらいけんから、あけところということで、集会所を2か所あけました。何も今言われたような毛布とか非常食ありませんので、とりあえずお茶と非常食を用意したということで、実際には利用する方はありませんでした。途中、小降りになったんで、大きな被害は出んだろうということで来られなかったと思いますけれども、同じ地域でも、そのこの区長さんの判断になるわけです。それが果たして正しいかどうか、そのようにばらつきがあるということで、ある程度の基準とかあったらどうかと思いますけれども、そこらはいかがでしょうか。それから、毛布とか水、非常食については、今おっしゃいましたようなことでもいいんだろうと、これを全部町が対応してたんじゃとても時間的にも間に合わないということで、あくまで一時避難所だと思ふんです。とりあえず行って、長期に避難するようになれば、やはり公民館とか体育館になると思いますので、それはそれでよろしいんだと思いますけれども、何かあれば町のほうへ連絡してほしいということで、これは了解いたしました。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） ただいまの自主防災組織や行政区等への統一した避難所の開設要領ということだと思いますが、現在のところ、これはこうですよというところは基準をつくっております。やはり自主防災組織と行政区等で地域の声と情報で判断をさせていただいておるところだと思います。先ほども言われましたように、自主防災組織や行政区で、警報が出たので、

まずは開けとくだけでも開けとこうとか、そういう対応をしていただいております。現在考えておりますが、町内の自主防災組織の方、それから行政区の方に統一した説明を行うように現在考えておるところでございます。自主防災組織の方、行政区の方に避難所開いてくださいということで、7月の豪雨ではお電話をしてお願いをしたわけですが、その中でも、特に疑問に思われたこともあると思いますので、そういう意見も聞き取りたいと思いますので、そういう機会を設けたいと思いますので、そのときにある程度のお話をしたいと思いません。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 地域によって、そのときの状況は違うと思いますので、そういった意味でも、先ほど簡易雨量計でもいいので設置しておけば、さっき緑井の話しましたけれども、やはり30ミリ超えたから、これ危ないぞと、そういった判断ができるのではないかと思います。そういった提案をさせていただいたわけでございます。次に、避難所の問題で、町内には、民間事業所で2階とか3階、鉄筋建ての非常に強固な建物を持っていらっしゃる場所もあります。いざというときに、やはり大雨とかになりますと、2階、3階、強固な建物が非常に安心できますので、一時的な避難所として利用できるように、町と、その事業所と事前の利用協定等を結んでおく、そういったことがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 確かに堅牢な建物など避難に有効な事業所はございます。しかし、本当に避難所として有効か研究、検討してまいりたいと思います。現在のところ、相互応援協定により、事業所で災害があれば、事業所を地域が支援し、地域に被害があれば事業所へ避難できるという対応をされている地域もございます。こちらのほうは社会福祉施設と地域の応援協定の中で、そういうものを決められたところがございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） そういう協定があっても、町民の方がそれを知らなければ、どこ行ってもいかわからん。まず、開いてないとかあります。なかなか、そういう古い建物では危ないんで、できれば新しい建物ということで、ぜひ、そういった取り組みも考えていただきたいと思えます。次に、西日本豪雨におきまして、避難指示が発令されたにもかかわらず、実際に避難した人の割合が非常に少なく、それが甚大な被害につながったという報道があります。広島市の場合、避難した人は、避難指示が出たにもかかわらず、避難した人はわずか3.4%であったというふうな報道がされております。避難情報を住民の方の避難行動につなげるためには、伝え方の工夫が必要と言われておりますけれども、町はどのような工夫を考えておられるのか。また、災害発生時における避難の意識づけは子どものときに行うのが有効と考えますので、小中学生に対する避難方法などの防災教育についてはどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 避難行動につなげるための伝え方の工夫ということでございますが、まず、避難行動につなげるためには意識づけが重要であると考えております。現在、町で行っておりますまちづくり出前講座の防災に関する内容では、気象の見方や危険区域の避難方法などを重点に講習を行っているところがございます。ご家庭の中でも身の回りの危険を知る、気

象状況で危険を察知する、避難行動をとる、避難所へ行く、または避難が危険な場合は危険な場所から移動する。可能であれば垂直避難するなど身をつけていただき、危険な場所を知って危険箇所を避け、避難行動の判断をしていただきたいと思います。伝え方の工夫でございませぬ。避難勧告、避難指示の情報発信は、情報発信の内容が重要であると考えています。避難しなければならぬ情報が入っていない放送では、避難行動につながらぬ。雨量や水位、危険な情報、例えば今後、〇〇川が氾濫する危険があります。今後、〇〇地域の土砂崩れなどの危険がありますなどを盛り込んで避難勧告などを行うことが必要と考えております。危機管理課では以上でございませぬ。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それでは、小中学校に対する避難方法などの防災教育はどのように実施しているかというご質問に対してお答えをしたいと思います。各学校では、火災、地震などの各種災害について、避難訓練などの体験的な防災教育を行っております。このように、災害を想定した防災教育については、町内全小中学校で年間計画を立てまして実施をしているところでございませぬ。水害を想定した防災教育については、13校中10校で年間計画を立てて実施をしているところでございませぬ。また県の出前講座も受けている学校もございませぬ。小中学校の社会科や理科、小学校体育科、中学校の保健体育科の学習指導要領においても防災に関する記載があり、災害から身を守る工夫や安全な行動、自然災害が発生しやすいという日本の特色などについて、発達段階に応じて学ぶようになっております。また、5年生を対象とした3泊4日の民泊体験の1日目に防災キャンプと位置づけまして、非常食の試食体験や消防署による防災教室を行っている学校もございませぬ。以上でございませぬ。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 避難情報の伝え方ということで、これからはより具体的に伝えていくということで、周知図りたいということでもありましたけれども、やはり私もそうなんですけれども、70年以上生きてきて、一度もひどい目に遭っておりませぬ。ということは、雨が少々降っても、うちは大丈夫だろう、わしは大丈夫だろう、そういう気持ちがあります。それがほとんどの人じゃないかと。大きな災害を受けて、先ほど緑井とか八木とかの方で、初めて避難のいつしなきゃいかんか、そういったことがわかっていく。それじゃあ遅いわけでございませぬ。今回のアンケートでも、そういった被災を受けた人でもやっぱり5年とか10年たてば、もう忘れてくるというふう聞いておりますので、ぜひ粘り強く、その辺のご検討やら伝え方をお願いしたいと思います。それから、小中学生に対する防災教育でございませぬけれども、今、13校中10校は年間計画を立てておられる学校と言われたんですか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それは水害を想定した防災教育については、13校中10校が年間計画を立てて実施をしているということでございませぬ。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 火災とか地震が対象だということでございませぬけれども、近年、水害も被害が大きくなっておりますので、ぜひ、3校にはないようございませぬけれども、ぜひやっていただきたいというふうに思います。先ほど、ペットボトルを使った簡易雨量計というのは、これは子どもさんでもできます。材料さえあれば。ということで、子どもさんにこれを夏休みか何かで作ってもらって、それをもとに雨量に対する知識であるとか避難の必要性、そういったこ

とを教えるといいますか、教育する材料になるんじゃないかというふうに思いますけれども、今、ここでやりますやしませんでは、ないと思いますが、いかがでしょうか。ペットボトルの雨量計を子どもさんに作ってもらおう。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 必要だと思っておりますが、最終的には校長が判断することになりますので、校長会等でそういう話をしたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） それじゃあ、私も校長先生のほうへお願いしてみたいと思います。小中学生の防災教育については、明日また、同僚議員から質問がありそうなので、そこで多分詳しく聞かれると思いますので、私はこの程度にしておきます。最後でございますけれども、万一大きな災害が発生いたしますと、災害復旧に大きな莫大なお金が必要になります。今回の坂町などでは相当な歳出が出るので、いろんな削減、新しい削減等も提案されているように思いますけれども、そのときの蓄えとして、財政調整基金というのはどのぐらいあればいいのか、安心できるのか、その辺思いがありましたら、お願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 財政課から答弁させていただきます。本町においては、条例や規則において、その積立額や比率等について細かな取り決めはしておりませんが、考え方として、予算規模の10%で約15億円、さらに本町はたびたび大きな災害に見舞われていることや冬季の除雪対応のため、プラス10億円、合計で、最低でも25億円程度は必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 大林議員。

○15番（大林正行） 最低でも25億ということで、多分現在の残高は12億円と思います。半分もいってないということでございますけれども、一方、財政のほうも逼迫しているということで非常に厳しいとは思いますが、やはり歳出削減等して、25億円に近づくように、町民の方にも、そこらを訴えてご努力いただきたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（伊藤久幸） これで、大林議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。1時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 38分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。既に通告しております大綱2点について質問いたします。私は、現在、芸北環境施設組合の議員で出ておまして、その関係で、ごみ処理、

あるいは環境問題、そういったことについて非常に強い関心がございます。そうした観点から、まず、第1点目、災害廃棄物処理計画は策定されているのかという観点から質問させていただきます。最近の豪雨災害、これは、過去のデータが参考にならないような大きな規模のものが起こっております。西日本の豪雨災害も今まで経験したことのない地域で災害が発生しております。大きな被害をもたらしておりますけれども、一刻も早い復旧を願わずにはられません。マスコミあたりの報道で見ますと、炎天下でのそうした復旧作業、ボランティアさんあたりが一生懸命頑張っておられます。それでもなかなか大きな機械であるとか車が入れない地域、手作業で、スコップで土砂を搬出しておられると。私たちだったら、もう1時間ももたないだろうというような作業でありますけれども、こうした方々の力によって、少しずつ少しずつ復旧をしておるのが現状であります。私たちがこうした災害に今まで部分的にはありましたが、大災害に見舞われて、大きな産業廃棄物収集場所を確保するといったことはないわけでありませぬ。しかしながら、昨今いかなる災害が起こるかもわからない。そうした豪雨災害ばかりではなし、北海道のように大きな地震による地滑り、こうしたものもありましようし、また、今まで余り例はないかもわかりませんが、竜巻、そうしたことも考えないわけにはいかない。そうした観点から、災害のごみ処理方針を定めた災害廃棄物処理計画、これについて環境省によると、処理計画策定済みの自治体は全国で24%にとどまっているというふうに報告されておりますが、本町におけるこの計画策定はどのようになっているのか、まず、第1点としてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 災害廃棄物処理計画についてでございますが、災害時に発生します廃棄物の処理について、東日本大震災の状況を踏まえ、平成26年に環境省が災害廃棄物対策指針を策定しており、災害時に発生するごみ量の推計や仮置き場の確保、処理方法等についての計画を各自治体で作成するように求めています。広島県において、策定済みの市町は4市町と、計画策定がおくれている状況でございます。こうした中、本町では、ご承知のとおり、ごみ処理を芸北広域環境施設組合が行っております。そのことから、組合のほうで、災害廃棄物処理計画を策定するべく、昨年度、29年度ですが、環境省の計画策定モデル事業としまして、北広島町と安芸高田市が選定され、災害ごみの発生量や仮置き場候補地等について検討しており、本年度中に計画策定を行う予定となっております。なお、この計画でございますが、北広島町災害廃棄物処理計画としまして策定されますが、組合を構成します安芸高田市と連携した内容になると思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 既に計画策定に着手しておるということで安心いたしました。これは芸北環境施設組合のほうで策定すると。それを本町と安芸高田市の計画として位置づけていくということでありました。これは、燃えるごみ、燃えないごみ、いろいろあるわけでありませぬけれども、ちょっと一つ疑問点としてお伺いするわけですが、災害廃棄物、これはかなりの分類に分かれると思うんですが、どういったものに分類がされていくのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 主に分類でございますが、やはり燃えるごみ、燃えないごみ、燃えないごみの中で有害ごみ、それと瓦れき類といったものが入ると思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 燃えるごみについては処理が可能であろうと思います。また、燃えないごみについてもどういったものがあるか、いろいろあると思いますけども、ちょっと危惧いたしますのは、災害ごみでありますから、今回テレビの報道関係、マスコミの報道見ると、ありとあらゆるものが仮置き場に野積みをされておる。その中で電化製品であるとかいろんなものがございまして。それと家屋、これが宅地内で傾いた案件についてはどうなるのか、また、道路等に全く倒れてしまったもの、これは交通確保の観点から取り除かなければならない、こういったものは個人でやるのか、あるいは公共でやるのか、そういったところについて計画の中身として、進捗状況の中ではどういうふう位置づけされておりますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 処理計画でございますが、具体的に、今議員が申された、倒壊した家屋の処理の仕方につきましては、まだ、この処理計画の中では盛り込まれておりません。ただ、実行計画というのを、これは被災後に策定するものでございます。その中で処理方法等、また仮置き場等、具体的な内容を盛り込むということになっておりますので、先ほどありました家電につきましては、今現在も家電については処理をしているわけでございますが、そういったのに準じまして、家電は処理をしていくということになろうかと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 処理計画の中で、これはどういう形で出てくるんかわかりませんが、実行計画の中で具体化してくるということですが、実行計画というのは、芸北環境施設組合で策定されるのか、あるいはまた北広島町、安芸高田市でそれぞれに計画をつくっていかれるのか、これ土地条件であるとかいろんな条件によって違うと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 実行計画につきましては、各市町で策定することになっておりますので、本町と、また組合と連携しながら策定してまいるといことになろうと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 西日本豪雨災害において、今まで余り大きな災害がなかったところ、瀬戸内沿岸、そういったところで起きておると。今まで起きてなかったから安心されていたというのか、宇和島、あるいは西予市、大洲の3市町は処理計画つくっていなかったということで、やはり対応がくれたと。それと同時に広島県では呉市、熊野町、これも未策定でありまして、計画があればもっとスムーズに対応できたというふうに言われております。やはりこうした時点で、今の実行計画、これはいつまでに策定されるのか、お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 処理計画は今年度で、実行計画につきましては、これは被災後になっております。ですから現在は策定することはございません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） ちょっと最後の、処理計画は今年度中に策定、実行計画はどのような、ちょっと聞き取りにくかった。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 実行計画は被災後、災害が発生した後になります。ですから、現在、広島県内で沿岸部の市町、これは実行計画を策定をされております。

- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） ちょっとよくわからない、処理計画は策定されるけれども、具体的な仮置き場とか、そういったものについては実行計画で策定をしていくと。実行計画は被災後に策定をすると。これは呉市や熊野町も未策定であって、計画があれば、もっとスムーズに対応できたと言われているんです。これは宇和島、西予、大洲にしても一緒です。ですから、被災後に策定というのは、ちょっと私が、よくその辺で理解できないんであります。早くから実行計画を策定しておかなければ、ごみの仮置き場等、じゃあ災害が起きました、今からつくっていきましょうというんでは手おくれではないんですか。その辺をお伺いします。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 処理計画につきましては、先ほど仮置き場等の選定、そういったのも入ってくると思います。実行計画というのは、実際に災害が起きて、被災しましてのそのごみの発生量、これに基づいて、どう処理をしていくかという計画になります。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 被災後でなければ、ごみの処理量、発生量、これはよくわからないのも実態であります。逆に聞くんですが、処理計画の中で、あらかじめそうした対応に支障のない程度のものできてくるというふうに理解していいですか。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） これから策定するものでございます。処理計画の中で、どういったところまで盛り込めるか。それにつきましては、また組合のほうと話をさせていただきたいと思えます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 処理計画を策定するのに、計画の策定主体は芸北環境施設組合でありますけども、これ市町の担当者もそこに入って一緒に策定していくんではないんですか。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 当然、町としましても担当課がかかわっていく問題だと思っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） だとするならば、どういったものまで盛り込めるかどうかというよりも、こういうものを盛り込んでいかなければならないという項目が何点かあって、それらをすり合わせ、打ち合わせをしながら策定していくべきものだと思いますけども、そうじゃないですか。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 担当課だけにかかわらず、町関係課、例えば危機管理課等も含めまして協議をしていくものだと思っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 今、担当課だけ、ちょっと言葉が足りませんでした。担当課ばかりでなくて、やはりこれは建設課であり、危機管理課であり、あるいはまた災害の関係であらゆる感染症もありますから保健課、あるいはそういったもの、福祉課もあるかもしれませんけど、あらかじめそういった災害が起きたときの対応、想定していくと、かなりの細かい部分が出てくるのではなからうかと思えますけども、いずれにしても3月末までにはできるということでありますね。だから、どういったものが盛り込まれるかどうかというのが、盛り込まなければなら

ない事項というのはかなり把握されているんじゃないでしょうか。お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 広島県のほうで廃棄物処理計画をこの3月に策定されております。そういった上位計画と申しますか、そういったのを参考にさせていただくことになろうかと思いません。詳しい内容、項目等につきましては、そこまで承知しておりませんので、これから、本年度そういったことでいろいろ盛り込む、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 西日本豪雨災害で被災された地域、瀬戸内海沿岸、これらも被災後にそうした実施計画を策定されていたんだろうか、どうなんだろうか。そうした被災された地域で未策定なところは、そうした計画があればスムーズに対応できたと、仮置き場から、もういろんなことについていっておられるわけで、ある程度に対応ができるような処理計画でないといけないと思うわけでありまして、まだまだその辺について計画段階なので、はっきりしたことは言えないようでありまして、それはそれとして、やはりきちんとして、いつ、そうした災害が起こっても対応できるように計画策定をしていただくことを、そうしなければ、やはり不安なんですね。今までこの辺は大きな災害が起きたことはないと言いつつ、何かあったときにはどうするんだろうか。先ほど私が言いましたように、いろいろ聞かれる中で、家屋の崩壊、これらについて、敷地内に建って、壊れそうな部分は何とか自分でやらにゃいけんだろうが、あれ河川に流出したり、道路、交通の支障になるようなものは行政でやってくれるんだろうかどうなんだろうか、いろんなことが聞かれるわけです。うーんどうなんだろうかということ以外にまだないんです。そうしたことを速やかに対応していただくべく要望しておきます。それと次の1点についてお伺いいたします。やはりこれも災害関連になるかもしれませんが、クールチョイスの取り組み、これを展開するべきではないかと、クールチョイスという言葉自体がなかなか聞きなれない言葉かもしれませんが、町においても、そうした取り組みを既にされているはずですが、しかしながら、なかなか民間の方にとっては、このクールチョイスの取り組みというのは、よく理解されていない。しかし非常に重要なことであります。このたびの西日本の豪雨災害にしても、異常気象全体が温暖化、いわゆる石炭、石油、天然ガス資源を多量に使って二酸化炭素を排出し、温暖化をつくっていった経過があります。このことにつきましては、今まで世界的にもそうした動きが展開されておいて、2030年には、温室効果ガスの排出量26%削減するという目標になっておりますし、家庭では40%の削減が必要となってまいります。こうしたことについて、やはり環境省も前向きに取り組んでいるのではなかろうかと思えます。これは我々が身の回りだけを見ると、余り大したことは取り組みはできないのではなかろうかと思うわけでありまして。しかしながら、近代国家において、化石燃料、先ほど申しました石炭、石油、天然ガス、地下資源を豊富に潤沢に使って経済発展をしてきたわけでありまして、そのツケが、人類が生き残れるかどうか、そういったことまでかかってくるわけでありまして。私たちが小さいころには、夏でも31度、32度あれば猛烈に暑かった。今では35度、36度、日本の中では40度に達するという気温もある。我々の体が、これが100年かかってそういった格好になるんなら対応できるかもしれませんが、急激になってくると、なかなか対応できない。そうした取り組み、どうするか。まさに宇宙船からみれば、運命共同体としての宇宙船、地球号なんですよ。これは世界的に取り組まなけ

ればなりませんけども、私たち一人ひとりがいかに努力できるかどうか、ここの取り組みなんでありまして、本町としての取り組みはいかがでございますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） クールチョイスの取り組みについてでございます。地球温暖化によりますここ数十年の気候変動は、人間の生活、また自然の生態系においてさまざまな影響を与えている状況でございます。我が国におきましても、7月の西日本豪雨、また、各地で観測史上初の最高気温を記録するなど、自然環境、人の暮らしに重大な問題を引き起こしているというのを認識しております。地球温暖化対策としまして、環境省が推進しております国民運動クールチョイスの取り組みにつきましても、本町として、平成30年2月2日に賛同登録をいたしまして、燃えるごみの削減についての広報、また、イベント時などに小中学生を対象とした地球温暖化対策アニメの上映等行っております。また、庁舎内におきましても、職員に対しまして、燃えるごみの分別の啓発、照明スイッチ付近にロゴを掲出するなどしまして、小まめなスイッチオフによる節電を呼びかけているところでございます。また、省エネの取り組みとしまして、県民の方に、家庭のエアコンを消して、県内の施設にお出かけしていただく広島クールシェアと、町内の図書館などを対象施設として参加し、取り組みを行っているところでございます。今後も地球温暖化対策への自主的かつ積極的な行動につながる意識を持っていただければ、広く周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 中田議員。

○14番（中田節雄） 今年の2月にこうしたクールシェアの登録をされているということでありまして、クールビズ、私も9月は、もうクールビズということで、これもやっぱりクールチョイスの取り組みの一環ではあります。先ほどありましたクールシェア、これについては、都市部の方々はいろんなところがあります。エアコンのきいた施設というのがありますが、こうした中山間地域においては、なかなかそういった場所が少ないわけでありまして。やはりなかなかそうした取り組み、これはやっていってくださいますよって、言葉の上では見やすいんですけれども、なかなかそういう場所は具体的にどこがあるんかということになると、広島の方、わざわざ車とかバスへ乗って図書館へ行くということも、これはナンセンスであります。また、自家用車で行くのも、やはりCO<sub>2</sub>を排出するという観点からいかなかなものかと思っております。したがって、こうしたことを本気で取り組まなければならないわけでありまして、やはり低炭素製品への買い換え、あるいは省エネ製品、それはエアコンであるとか冷蔵庫であるとか、そういったものを買い換えればいいわけでありまして、決して安くはない。こうしたことを推奨されるという観点なら、何らかの補助制度が必要かなと思うわけでありまして、やはり財政厳しいときに、こういうことを申し上げるのは非常に苦しいわけでありまして、もうちょっと大きな視点から考えて、地球規模の問題であるということですね。温度が上昇するというのは、やはり北極にある永久凍土が解けてしまって、地下から有害なメタンガスが発生する。あるいは何億年も地下に眠っていた細菌、これらが目を覚まして、また地球上に媒介する。新たな感染症ができる、そうした暑さに強い感染症がまた新たに発生するといった類、いろいろな面で私たちの生活を脅かしてまいります。こうしたことをもっとクールチョイスの取り組み、これは広報でどれだけ町民の皆さんにお知らせできましたか。また、きたひろネットでどれだけ放送されましたか、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

- 町民課長（坂本伸次） クールチョイスの広報でございますが、きたひろネットのほうでは放送はしておりませんので、今後してまいりたいと思います。広報紙のほうにつきましては、来月号で掲載をするように進めております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） 2月に策定されたばかりということで、まだまだということかもしれませんが、これはもっともっと我々が生活、そして生き残っていく術をどうするかという大きな問題でありますから、もっと積極的な展開をされていくべきではなからうかと思っております。そしてまた、これは学校教育の中でも、そうした取り組みをしていかれるべきだと思いますけども、そうした取り組み状況はいかがなものか。また、地域団体への啓発活動、これはいかがなものか、お伺いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 地域団体への啓発ということでございますが、具体的に地域団体を指定して啓発はしておりませんが、今のクールチョイス、地球脱温暖化運動ということで、公衛協のほうでそういった取り組みはもう数年来取り組みを続けていただいております。今後こういった啓発につきましては努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 学校での取り組みということでございますけども、地球温暖化含めて、社会科の授業、あるいは理科の授業、あるいは生活の中で具体的に年齢に応じた学習をしているという状況でございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 中田議員。
- 14番（中田節雄） クールチョイスの取り組みを登録をされたということでありますけども、余り積極的な展開がまだ見られない。これは我々がどう生きていくか、このことにおいて非常に大きな問題であります。今から気温が35度、36度というのがありましたけど、本地域においても40度を超える気温になるかもしれませんし、そうなってくると、自然災害も大規模化してくる可能性もあります。それとやはり何かわけのわからない感染症が流行するかもしれない。行政全体にわたる、多岐にわたる問題が発生してくるということを念頭に置きながら、こうした問題に取り組んでいくことを申し添えて、私の質問は終わります。
- 議長（伊藤久幸） これで中田議員の質問を終わります。次に、8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。さきに通告いたしました質問、女性の活躍をネウボラ事業の一つについて質問いたします。北広島町版ネウボラでござって平成30年4月にスタートして、約5か月が過ぎました。前回の一般質問でも、ネウボラについて質問をし、取り組みや利用状況、また、ネウボラの浸透などについて伺いましたが、課題について、多くの答弁、お話いただきました。その後、まだ数か月ではありますが、その後のネウボラ事業について問い、新たな取り組みについて、提案ができたかと思っております。まず、1つ目です。こちらは、ネウボラの取り組みとして、子育て世代の働き方についてです。妊娠期から子育て期までのネウボラ事業の取り組みの中に、子育て世代の就労支援というのがあります。広島県の平成12年から平成27年までの年齢階層別就業率状況を調べた資料によりますと、女性は25歳から44歳までの離職率が非常に高いということがわかりました。この25歳から44歳までという期間は、子育て期間という方も大変多くいらっしゃいます。第1子を出産

前に仕事をしてきた女性の約半数が退職しているという状況です。県内におきましては、25歳から44歳までの女性労働者が年間約4600人離職しているという状況です。そのうちの3割の人は、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい。また、解雇、退職勧奨という理由も上げられていました。人材不足の今だからこそ、女性の再就職についての取り組みをネウボラ事業の一つにはできないでしょうか。先ほども伝えましたが、ネウボラの取り組みの一つに就労支援というのがあります。前回のときにも伺いましたが、女性が子育てを少し一段落して働こうと思うのは小学校に上がる時と言われていました。そのときに、さあ仕事をしようという面接に行くことを考えてみてください。行くまでに、子どもがもし病気になったら、この職場は休みをとることができるのだろうか、参観日等も変わることがあります。その日程にきて、休みをとることができるのだろうか。また、保育所に入ったばかりの子どもは、よく病気をするとされています。長期、1週間休むこと、2人、3人いれば、もしかするとインフルエンザがどんどん移ると3週間休む場合もあります。そのときの仕事って休めるのだろうかというのを面接で聞くことはできますでしょうか。それを面接で聞いてしまうと、この人は、働く意欲というものはあるのだろうかと不安に思われるかもしれません。なので、そういったことを面接で聞くことができない状況があると思います。そういった細かいところも、もし行政が力をくださったら、女性の方も一歩前に進めることができると私は考えます。また、女性活躍における課題についてです。9月1日の中国新聞にこのような記事がありました。総務省が8月31日に発表した7月の労働力調査によると、15歳から64歳の女性に占める就業者の割合は69.9%、約7割になりました。これは比較可能な1968年以降で最高と言われています。女性の就業が今過去最高7割と言われていたほど女性が働く場で活躍している状況です。そこで、平成28年の初産の全国出産年齢を確認をしました。この出産年齢は30.7歳です。1人目で30.7歳、2人目で32.6歳、3人目で33.6歳と出ておりました。北広島町のネウボラは、妊娠期から18歳までの子育て世代を対象にしており、出産後18年の年数を考えると、子育て期の時期に50歳を超え、職場でも管理職として活躍する時期にもなります。広島県働き方改革専用サイトにも、女性活躍における課題というものが書かれておりました。女性の働く、活躍を重視している企業は、約半数以上ある中、職種によって違うと思いますが、県内で女性の管理職がいる企業は半数、また、1割程度の企業もあると言われていました。また、もう一つ、こういったこともありました。女性管理職のデータの中に、管理職の7割の人は自分は管理職を目指していなかったという状況です。ですが、管理職になった後、9割の方がやりがいを感じているというデータも出ていました。ネウボラに本気で取り組むのであれば、子育て世代も管理職として活躍できる町を目指すことは、町の活性化にもつながることになるのではないのでしょうか。町で活性化していく、これは一つ一つつなげていくと広く伝わるすることができます。広島県でも知事が育休をとったことで、育ボス同盟広島というところが随分広く知れ渡りました。この育ボス同盟ですが、平成26年結成時には、何と20人しかいなかったようです。ですが、今29年になってくると、130人の育ボス活躍をしています。また、活躍できるのは女性ならではというのがありまして、ここで、私は管理職に女性になってほしいと思うだけではないんです。力を持っている方は、もちろん男性の方も多くいらっしゃいますし、女性の方も多くいらっしゃいます。でも少し考えると、母ならではのもしその立場になったときというふうに悩むことがあります。私自身ももう一つの司会業の仕事の中では役職を持っています。なので、私も今ちょっと動かなくてはいけないと反省し

ていることがあります。例えば、この秋には子どもの運動会があります。運動会が土曜日にあり、雨で順延された場合は日曜日に運動会になります。もし私がきちんと子どものことを考え、動けるといふふうに言葉で言うことができれば、私は仕事を土曜日、日曜日お休みをくださいというのを会社に言わなくてははいけません。でも、この秋の忙しい時期に土曜日、日曜日2日間休みをもらう、お願いしますというのを私は立場上でできていません。私が休むと言ってしまふと、ほかのスタッフに迷惑がかかるのではないかと。この程度で仕事ができるのかと思われてはいけないのではないかとという心の中でどこかプレッシャーを感じています。でも私がそこで一歩踏み出すことができれば、後のスタッフたちも、子どもの予備日までお休みをとって、安心して子育てに取り組むことができると思います。また、たくさんの方が女性の方お仕事されてらっしゃいます。皆さん、多分、朝起きた瞬間から一日のことを考えていると思います。朝御飯の作る時間、洗濯の時間、家事の時間、お弁当はどうだろうか。お迎えの時間が間に合うだろうか。間に合ったときの夜御飯は、このぐらいの時間にできる。お風呂に入れることができ、それから仕事は持って帰って最後、子どもが寝てからしようと思いつつも、子どもを寝かしつけながら、一緒に寝てしまつて、朝になって、やってしまったと思うこと、私は何度もありました。よく言われます。あるお父さんの話で、あるお母さんが入院をされたときです。今までご自身は育児に協力的でなかった分、さあ家事も育児も一気にやっつけようと思ったときにすごく難しかったとお話されてました。そのときにおっしゃったのが、よく考えれば、妻は、家に帰ってから、座ってませんでしたとおっしゃってました。確かに座ることは、ご飯を食べるときだけかもしれません。いざ管理職になると、さらに仕事もふえ、育児、子育ても大変なことがふえます。でも、それを皆さんが知っていただいていたなら、町がそういった土台をしっかりとつくることができたら、女性が働きやすい環境をつくることのできる、これこそネウボラの事業の一つになるのではないのでしょうか。そのことを踏まえまして、以下、質問をいたします。まず、1点目です。6月以降、ネウボラの取り組みについて新たなもの、取り組みとして加わったものがございましたら、答弁ください。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それでは福祉課よりお答え申し上げます。ネウボラの取り組みとしましては、さまざまな場面での面談などによる相談対応を中心としまして、電話相談、産前産後の家庭訪問、助産師相談デー、拠点会議などを行っているところですが、この8月から新たに妊娠中の訪問によるネウボラ面談の内容の充実を図りました。これは対象者、今年4月以降に母子健康手帳を受け取られた方に対して、おおむね妊娠7か月以降にマイ保健師、各地域の担当の保健師でございます。マイ保健師が自宅訪問を行い、体調をお伺いするとともに出産への不安解消のための相談支援を行うというものです。訪問の際にあわせて乳児用紙おむつを1パックプレゼントをしております。この取り組みが新しく加わったものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） マイ保健師の方が伺っていただく、出産の不安解消という形で、すごく心のケアで、いい取り組みだと思います。これは第1子のみでしょうか。第2子、第3子であるうがという形でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 第2子、第3子にかかわらず、全ての場合に対応させていただいており

ます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） そのほかの取り組みとして、いかがでしょうか。このたびの補正予算で出していた交通費のことについて、これもネウボラ事業の一つになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 今回、補正で上げさせていただいております妊婦さんの妊娠時の健診にかかわる交通費の助成、ネウボラの一環として補正予算上げさせていただいております。新規としての取り組みの拡充でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今の交通費のことについて一つ伺いたいのですが、これは北広島町がこのたびということですが、今までも県の中とかで助成等はございましたでしょうか。あったような気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町では、今回が初めてでございますが、県内では他市町で、私が知っている限りは、2、3市町が交通費の助成のほうをされております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 前回の質問のときには、4月からスタートして、なかなか新たな取り組みというのが難しいというのがありました、先ほどお話がありました2点について加わったことというのは少しずつ前進しているのではないかなというふうに思います。また、このたびの私の質問にもありますように、就業について、子育て世代の相談というのがありますでしょうか。また、どのような相談が多いかというのも教えてください。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 子育て世代の方からの就業についての相談は幾らかございます。内容としましては、自宅や保育所に近い職場を探している。あるいは、子どもの急病などの際に休暇がとりやすい職場を探しているなどの求職活動にかかわる相談でございます。また、ひとり親家庭からの就業相談の場合は、この相談にあわせて、福祉課子育て支援係に配置しております母子・父子自立支援員による相談対応もあわせて行っているところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、幾らか相談がある中で、休暇がとりやすいとか自宅に近いところの相談があるというのがありました、そのときには、回答としては、紹介というのはきちんとできていますでしょうか。例えば休暇をとりやすいかどうかという質問があった場合に、この職場、この企業はとりやすいですよということをお伝えされているのかどうか、それともご自身で調べてくださいというふうに返答されているのかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） それぞれの職場において、実際に休暇がとりやすいかどうか、そういった企業の紹介でございますが、企画課のほうの求人情報センター、こちらのほうへ登録をされている企業等たくさんございますが、こちらの中へそういった事情については個々に問い合わせをしてみないと難しいという面がございます、福祉課としましては、企画課の求人情報センターのほうへおつなぎして、その求人の状況等の閲覧であるとかということまでご紹介申

し上げ、その後は個々に問い合わせ等をしていただいているというのが現状でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 個々にというふうに伺いました。実際考えると、いざ自分が働くときに、そういった細かいことを聞くのを人にやってもらうというのはどうなんだろうかという意見もあるとは思いますが、やっぱりネウボラという形で子育て支援を支えるという、世代を支えるということになると、そういう窓口があるのもいいんじゃないかなと思います。例えば、働くという女性が次の質問にも入ってくるとは思うんですが、さあ仕事をしようというふうになったときに、大体男性の方や広島県の働き方改革の情報で見ますと、自分の仕事、自分の力が生かせる会社を目指すことができる、また給与体制、条件というのを男性は求めているという状況があります。ですが、女性の中では、どういった形で出ているのかというと、女性の中では、子育てと家事が両立できるかどうか、時間の融通がきくかどうか、そして、やりがいがあるかどうかというデータが出ています。そう考えると、やはり女性が子育てをしながら働く環境というのは、そういった小さなことではあります、働きやすい環境づくりというのを町もつくっていく必要があるのではないかと考えています。続いての質問にまいります、子育て世代の再就職の支援というのは行っておりますでしょうか。また、どのような支援がありますでしょうか。再就職、1人目が生まれて仕事をやめて、全く違う職種につく方というのは大変多くいらっしゃいます。そういった再就職の支援等ありましたら、教えてください。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 再就職への支援について申し上げます。女性が結婚や妊娠を機に離職する率が高いことは議員おっしゃるように、現在、社会的に女性の活躍機会が重視されていることなどから、子育て世代の母親の再就職への支援は重点的に取り組むべき事項であると認識しております。ネウボラきたひろしまでは、子育て世代の方からの再就職に関する相談がありましたら、内容をお聞きし、先ほど言いましたように、企画課の求人情報センターとの連携、あるいはハローワークの求人情報の提供などにつなげているところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 再就職の支援を行っているという言葉をいただきまして、これから企画課とともにつなげていくという力強い答弁をいただいたとっております。このまま女性も再就職の際にはネウボラの手も借りながら、一歩踏み出せることを願ひまして、次の質問へと進みます。ネウボラでの女性の就労支援、先ほどもありましたが、先ほど答弁いただいた以外にもございましたら、答弁ください。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 女性就労支援のことについてでございます。ネウボラにおける女性就労支援につきましては、先ほど申し上げました求人情報の提供元、企業の紹介のほか、福祉課子育て支援係において行っております保育所の関係でございますが、就労の都合を考慮した上で各保育施設への入所の調整でありますとか、あるいは、これ就職後のことでございますが、仕事を休めない日、どうしても休めない日に病気の子どもを預けられる病児、病後児保育の事業所との調整などを行うことができると考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） では一つ確認なのですが、これから女性が働くとき、就労について相談が

ある場合には福祉課に相談に行かせていただいでよろしいでしょうか。ネウボラの中心という形で福祉課に伺ってもよろしいということでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） ある程度は、企業絞っておられる方は企画課の求人情報センターのほうへ直接行かれる方もおられるかもわかりませんが、漠然と職を探しているというような考えの方は、ぜひネウボラの福祉課のほうへ来ていただければと思います。よろしくお祈いします。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） ぜひという言葉もつけていただいたので、これからも女性の皆さんの応援をしてくださると思っております。続いての質問になります。企業等に対する男女の均等な機会、そして待遇の確保と周知啓発を行っている商工観光課と働く女性を支援する相談機会の提供を行い、先ほどもございましたように、求人情報センターを開設した企画課、そして子育て世代の就労支援に取り組むべき福祉課のこの連携というものは、働くというところでできておりますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 求職活動中であるお母さん方からの相談において、就労支援の必要がある場合には企画課と連携し、求人情報の提供やご自身の求職登録などについてつなげているところがございます。また、雇用における男女均等な機会や待遇にかかわる相談がありましたら、必要に応じて商工観光課でありますとか、あるいは町民課、人権生活総合相談センターのほうと連携をとることにつなげてまいります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 先ほどの答弁の中で、これからはどんどん言ってきてくださいという言葉があったので、今後相談も増えてくると思います。そのときに今以上の連携をとっていただくためにも、次の質問にもつながります。子育て支援をワンストップ化していくために子育て支援課、もう何度もお伝えをしました。この子育て支援課の必要はありますでしょうか。なかなか難しいですね。女性の活躍というのを広島県も打ち出したときには、平成28年の4月に局横断の働き方改革の推進チームというのが設置されていきました。そこから女性の活躍が今課題だということになりまして、平成29年の4月から、働き方改革推進働く女性応援チームの再編というのを作っていらっしゃいました。女性の働きやすさ日本一というのを目指しまして、実現に向けた一本的、一体的に取り組んでいるという県の状況もあります。やはり、何かをするためには、スタートして、皆さんでつながりを作ろう、つながっていくためには、さらに深めなくてはいけないということで、県という大きな組織でも28年4月に、そして29年4月にという、一年ごとにさらに進んでいます。この働く女性応援チーム、この推進課の課長の方からお話を伺いましたが、やはり女性の働き方を変えていくには女性の意見というのが聞かないといけない。そして、意見をしっかりまとめる組織というのが必要なんですよというのがありました。やはり子育て支援をこれだけ打ち出していくのであれば、支援課という新たな課を作るべきだと思うんです。ここをいま一度担当課ともに町長の考えを伺います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 子育て支援に関する業務につきまして、多岐多様にわたる内容でございますので、先ほどもおっしゃいましたように、子育て支援課の必要性についてでございますが、今までどおり福祉課、保健課、教育委員会など、関係部署が継続的に連携しまして、情報共有

を図りながら取り組みを進めていくことのほうが町の組織全体から見て効果的であると考えておりますので、新しい課の新設につきましては考えておりません。また、先ほど県の取り組みのことで議員おっしゃいました、意見をまとめる組織ということでございますが、確かにおっしゃるとおりでございます、ネウボラとしていろいろな意見、相談を今データがどんどん集まってきているところでございますが、このあたりの意見の取りまとめについても重要な仕事であろうと捉えております。こちらのほうもしっかりこれから取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま担当課からお答えをさせていただいたとおりでありますけれども、この子育て支援につきましては、ネウボラでごてご、ここをワンストップ化を図りながら、関係部署と連携を図ってまいりたいと考えております。いろいろこの4月に始まったばかりでありまして、前進もしておるといふふうに思っております。課題等あれば解決しながら進んでまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 前回の質問と同じように、作ることはないという答弁をいただきました。町の組織として、今からしっかり取り組んでいくということではあります、やはり今お伝えしたように、私も伺いましたように、就労のことについて福祉課に伺えばいいですねというふうに確認をしなくてはいけません。なかなか、どこに行けばいいんだろうと思うと思うんです。また、このたびには大きな人的被害もたくさん、広島、そして今北海道等でもありました。そのときも例えば学校が始まるとなると、学校に行くための、口田に私の弟家族がおります。その中でも学校が休みになりました。保育所、小学校、中学校の子どもがおります。そうなったときには、子どもの学童、児童クラブのことを聞きにいかなくてはいけない、さらに中学校の学校のスタートはどうなのかを聞かなくてはいけない。保育園の運営について全部確認に行かなくてはいけない、通学路の確認にも全部しなくてはいけないと悩むところがありましたが、それをほぼ一本化で話をしてもらえて非常に助かったという話がありました。それは、課がしっかりと連携ができていく状況だと思っております。この連携をつくっていくためには、私はやっぱり子育て支援課という新たな支えをつくるべきだと思っておりますので、これは今後も引き続き一般質問でもさせていただきますので、前向きな答弁を期待しまして、次の質問も伺います。役員への女性登用です。これは皆さんにお配りしております質問には、平成34年の現在というところがありますが、これは地域協議会等の委員、役員等が18.6%から30%を目指すと、北広島町の取り組みにもございました。これは北広島町男女共同参画プランの第3次によるものです。また、北広島町は女性、町の職員では、29年度は11%と私は記憶をしております。国は38%へ今動いているという状況、また地域審議会等では、今24.1%という形で、女性がさまざまな場面で活躍をされています。でも、この活躍をさらに平成34年には30%を目指していきたいというふうに北広島町が打ち出しておりますが、取り組んでおります内容について伺います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 女性の活躍に対する取り組みでございます。今議員からいろいろとお話ございましたけれども、そういう取り組みの中で進めておりますけれども、全体的には北広島町長期総合計画でも同様に男女が共に活躍できる社会の実現として、住民や関係団体、役場組織等

とも当然連携しながら取り組んでいるところでございます。具体的には、地域に対しましては、地域協議会などとの意識共有、あるいは男女共同参画セミナーなどの実施に取り組んでいるところでございます。また、まちづくり基本条例を策定しておりますけれども、その中でも、住民参加の基本的な考え方を整理をしておりますので、まちづくり全体的な取り組みの中でも女性登用を推進しながら、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 今、さまざまな取り組みについても伺いました。先ほど、続いての質問にもある取り組みについても答弁いただいたかと思います。今から、この女性管理職やさまざまな場面で女性活躍の場を作っていくというお話が今ありました。総合計画にも書いてありましたが、リーダー人材の育成や支援や具体的な施策、また、区長等に女性を積極的に登用していきたいというの書かれておりましたが、これが本当に女性の活躍を増やすというのは、私は実際には簡単なことだと思うんです。ただ、これを簡単にやってしまうと、その活躍の場になった女性がしんどくなることはやめてほしいと思うんです。いろんな仕事をたくさん持っている人はいます。でも、その中でもいろんなことを考える、女性の中では、働く女性は考えているところがあるというのを知っておいていただきたいんです。例えば皆さんの中でも、お仕事の中で、じゃあ家に帰って、子どもが宿題ちゃんとできているか、チェックされている方いらっしゃいましたでしょうか。エンピツが削っているかどうか、小学校1年生なら確認をされていた方いらっしゃいますでしょうか。そういった細かいところもやらなくてははいけません。なので、活躍する場、これだけ課長になることができた、役職ができた、区長になることができた、さあ頑張ってくださいねというだけではだめだと思うんです。その頑張ってくださいねを支える土台というのをしっかり北広島町が作ってあげたら、なお、女性も働きやすい環境が作れるのではないかと考えています。女性管理職に家庭と仕事の両立について支援を行っていますでしょうか、このような支援を行っているというのがあれば答弁ください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 女性管理職へ家庭と仕事の両立に向けての支援ということでございますけれども、役場組織としての取り組みということで回答させていただきます。役場組織としまして、女性の管理職に対して特別な支援というものは行っておりませんが、組織全体として、毎週水曜日の定時退庁日の設定でありますとか業務の見直しによる時間外勤務の縮減などに取り組んでいるところでございます。そのことによって仕事と家庭、地域との調和を図る意識の醸成に取り組んでいきたいと思っております。また、家庭に帰ってからの環境というものもございまして、この部分については、また意識づけということでやっていくべきことですが、これ全体にその意識共有ができるかということになると、なかなか難しい部分がございます。まず、出発点として、組織内でのその意識の共有の醸成を図ってまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 家庭での意識づけについても答弁いただけたと思っておりませんでしたので、そういった前向きな答弁いただけたことは、とてもうれしく思っています。意識づけの部分というのは、口に出してしまうことがいいことなのだろうか悪いことなのだろうか悩むことがあります。そういったところを知っていただけたら、本当に変わってくる部分はあると思います。女性管理職の皆さん、自分は頑張らなくてはいけない、自分が頑張らないといけない

立場になっている、代表にならなくてはいけない、見本にならなくてはいけないと思っ  
っしゃる方たくさんいらっしゃいますので、その中には、つらい部分や頑張り過ぎている部分  
もあるというのを知っていただくという機会をこれからも北広島町でつくっていただきたい  
と思います。最後です。ネウボラや女性活躍社会について、町長の考えを伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） ネウボラきたひろしまでのごでは、子育て家庭に対する子育ての不安の軽  
減や妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポート体制により子育て支援体制を整えていると  
ころであります。今後につきましてはの子育て世代の方々のご意見や要望をお聞きしながら、よ  
り利用しやすいネウボラを目指してまいります。また、女性活躍社会につきましては、広島県  
が先ほどお話がありましたように、女性の働きやすさ日本一を目指し、国や各企業と連携しな  
がら取り組んでいるところであります。北広島町におきましても、子育て家庭のお母さん方の  
再就職を含め、女性が活躍しやすい社会の実現に努めてまいります。どちらも非常に重要な課  
題であるというふうには思っておりますけれども、行政全体として、そうした子育て支援、女性  
活躍社会、そういった重要性を認識して、共通認識をして、各部署が連携して進めていかな  
ければならないと思っております。

○議長（伊藤久幸） 山形議員。

○8番（山形しのぶ） 北広島町には本当にたくさんの力を持っている方々がいらっしゃいます。  
そういった方々のご自身の実力、そして自分の思いを発揮し、この北広島町で子育ても仕事も  
頑張り、楽しめる社会になることを切に願ひまして、私の質問を結びといたします。

○議長（伊藤久幸） これで山形議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 05分 休 憩

午後 2時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。さきに通告しております大綱2点につ  
いて質問をいたします。まず、1点でございますけれども、けさほどから災害についての質問が  
いろいろと出ておりますけれども、私も、今のこの時期、災害問題をしっかりとお聞きをして、  
これからは備えるという必要があろうと思っておりますので、通告どおり行いたいと思  
います。さて、西日本豪雨災害で被災されました多くの地域、広島県もその地域の一つでござ  
いまして、甚大な被害があったということでございます。お見舞いとお亡くなりになられた  
方々に哀悼の意をあらわします。さて、本年は、だぶりますけれども、今年、この北広島  
町は被害は余りなかったようにお聞きをしておりますけれども、そうは言ひましても、復  
旧をしなくてはならないという箇所がたくさんあるというふうにもお聞きをしております。  
最近の長雨、前線によって、

どこにその前線が長くとどまるかによって被害が大きいか少ないか、土砂災害が起こるかどうかという状況でございまして、どこに起きても、今のこのあたりは花崗岩でありますから、長雨によって水が、雨が支え切れずに木や石と一緒に下流に流されるという状況が生まれてきているわけでありまして。そこで、この現象によって山崩れ、河川の氾濫ということが予知されるわけでありまして、その予知をする段階、どういう状況になったときに危険だよということになるのか、そして、それを誰がまたどの時点で判断をして、伝達をし、避難等へ結びつけていくのかということがなかなか、個人で判断をしなさい、あるいは集落で判断をしなさい、区長さんで判断をとというふうなことも午前中、午後、いろいろとご意見があったわけでありまして、そこを本当に明確にするというのは非常に難しいというふうにも、やりとりを聞きながらも思っているわけでありまして、言うてみれば、それなりにそれぞれの地域でハザードマップもつくり、そしてそれぞれの地域地域でどのような体制で災害に、どういう災害が起こるかかわかりませんが、その災害に備えていくんだというふうな防災組織もあろうというふうにも思っております。まず、そこで1点、本当に基本的な話でございまして、いろいろとやりとりの中で出てきたかもしれませんけれども、災害を想定した基本的な考え方をまずお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それでは、危機管理課からご答弁を申し上げます。北広島町で定める地域防災計画では、次のように定めております。1つ目といたしまして、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速回復を図る。2つ目といたしまして、住民一人ひとりがみずから行う防災活動及び自主防災組織、その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を推進する。3番目に、過去の起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。4番目に、災害直後は早期に被害規模を把握し、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材、物資など、災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。5つ目に、要配慮者、これは高齢者、障害者その他特に配慮を要する方でございしますが、この方に配慮をする。それから6番目に、発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な救護を行うこととなっております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 基本的な考え方はよくわかりました。これが実際に地域でそのまま受けとめられて、その行動が今度はどう具体的に実際に現場で迅速に行われるかということが大切なことであろうというふうに思います。今、それぞれの地域で自主防災組織がかなり多く結成をされています。今、そこら辺の数字的にはどういう、町内で組織が結成をされて、どのようなことをしておられるかという事例があればお教え願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 自主防災組織でございしますが、62組織結成をされております。現在、その活動といたしましては、各地域の運動会であったり、そういう行事の前に避難訓練をされたり、また、自主防災組織のほうにまちづくり講座、私のほうが出向いて講習会を行ったり、それぞれがいろいろな活動されております。それで以前は、先ほども申されましたハザードマップ、地域のハザードマップを作ったということもございまして。全体的には確認ができておりませんが、各組織それぞれが活動されている、このような現状でございまして。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 了解をいたしました。これまで、それぞれ水害であるとか、土砂崩れであるとかいうことの想定をしながら、どこに避難をするかということも、それぞれの地域で研究されたり、実践されたり、訓練されたりというふうなことがあったろうというふうに思うんですけども、このたびの西日本豪雨災害について、これまで余り聞いたことがなかったわけでありまして、堤やため池による被害といいますか、被害もでありますし、また修復をしていかななくてはならないというため池が全国で8万8000か所、広島県でも534か所、補修が必要なため池があるんだというふうに言われましたけれども、この町にもため池や堤は存在するわけでありまして、余り、前回危機管理課長に私の住んでいる十日市に来ていただき、川東の堤が決壊したんだよというて、写真まで見せていただきましたけれども、そのときに初めて堤が災害の対象であったというふうなことを認識として持ったわけでありまして、今、この町にはそういう危険な堤ということではなくて、堤とかため池というのは何か所ありますか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 建設課から答弁させていただきます。ため池台帳の管理池数としては442池でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 442か所ということで、かなりの箇所があるんだなというふうに思いましたと同時に、このため池というのはもちろん水をためるものでありますから、その水のたまる量というのもすごい量だろうというふうに思います。多分これも修復をしなくてはならないところもあるというふうに思いますし、現在、ため池の管理、あるいは所有権、そして町との関係というのはどのようになっていますでしょうか。まず、ため池の水量であります、一番大きいのでどのぐらいの量なのかという、仮に決壊したときにはどうなるんだろうかということの危機感が私たちにはまだ余り実感がないわけですが、そのところをどう捉えておられるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 水量をどのぐらいためられるのかということでございますけれども、ため池台帳では、10立米程度の極めて小さいものから、大きいもので4万9000立米程度のもので大小さまざまございます。平均的には1300立米程度というふうに把握しておりますけれども、全体のうち4分の3に当たる330のため池につきましては1000立米未満の貯水量となっております。決壊したときの想定でございますけれども、地理的特性や下流への延長であったり勾配であったり、さまざまその被害の程度については考えられるわけでございますけれども、このたびの7月の川東のため池につきましては、下流域に水が浸水して、7戸だったと思いますけれども、床下浸水が発生したというふうに把握しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 4万9000立米たまる堤もあれば、そうでない小さいのもあるよということでありますが、私もかなり前から千代田地域の十日市に住んでおりますけれども、じいさんたちが言うのに、今田に鎌田の大堤というのがあるけれども、その鎌田の大堤が決壊したら、わしら十日市は、春木も新地も全部つかるといっているのはよく聞いてるんです。よう聞いてったが、災害が起こるといって話があったときに堤の話が余り出されるということがなかった

たんでありますが、この堤というのは必要だから当然あるんでありますが、維持管理というのをどういうふうにしているのか所有者がおられるのか、町が何らかのかかわりを持っておられるのかということまで知り得ないわけではありますが、そこら辺、全体的に所有権、あるいは維持管理、町が何かをするんだよというふうな部分の全体的に堤にかかわる流れというのをお教え願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） ため池は、そのためた水を利用する農家を中心とした水利組合、もしくは集落など受益者で管理をされております。災害復旧事業や県の補助事業などの施工実績は調査をすればわかりますけども、管理する地元などで行われた補修履歴までについては把握をしておりません。町からの管理のお願いといたしましては、堤体などに繁茂する雑草の刈り払いであったり、立木の伐採、定期的な見回りによる堤体からの漏水やひび割れの有無などの点検、洪水吐けを塞ぐ土砂などの撤去、そして必要以上にため過ぎない水位での管理、低水管理についてお願いをしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） かんがい用水に使うためのため池でありますし、その使う人たちも限られた方たちであろうというふうに思いますが、その人たちが常日ごろ適正な管理をしていくという義務は当然あるだろうと思いますけれども、その人たちだけで、そのことができ切れるという状況があるのなら、それでいいというふうにも言えますけども、そうでないとすれば、今、建設課長が言われたように、しっかりとこういうところは管理を注意する部分がこうですよというふうなことは今おっしゃいましたけども、そういうことが442あるため池の管理者の方たちに伝わり切れているかどうかということがまず1点お聞きしたいのと、それから、仮にそれが確実に管理をされているよというふうなことが仮にあって、雨量の予期しない大雨になったときに、低水位であったものが一気にふくれ上がって、貯水量を上回って決壊するというふうなことが仮に起こった場合、最近、仮にが多いですから、めった、こんなことは想定しておりませんでしたというのが、想定外のことが本当に起こるわけでありますから、そうなって場合には、どこがどう、床下浸水があるいは床上浸水が、あるいは家屋が流されたというふうな損害が起こったときに、誰がどう補償していくのかということ、どういう状況になりましようか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） ため池の管理について、行政からの指導といいますか、お願いにつきましては広報紙でありましたり、きたひろネットの町政の窓、それから行政区長文書でのリーフレットやチラシの回覧など行っているところでございます。それから、ある程度規模が大きくて、下流に影響のあるため池につきましては、8月中に国の緊急一斉点検が行われているところでございまして、先ほども議員おっしゃいましたように、広島県では五百幾らの応急処置が必要なため池が見つかったということで、既にそれについては応急処置を済ましているということで県からもお聞きをしております。北広島町には1万立米を超える県の防災重要ため池というのが11池位置づけられておりまして、それにつきましては、平成28年、29年でより詳しい土質調査、ボーリング試験等行った上で、地元に出向いて、広島県のほうと町のほうとで一緒になって説明会を行っておりまして、ハザードマップの提示でありましたり、それから維持管理計画の策定を依頼をしております、今、順次その地域のため池管理者を中心として、

そういう維持管理計画が策定をされておるところでございます。その他、小規模なため池であったり、下流にそういった影響がないため池については、なかなか手が回っていない状況ではございますけども、折に触れて、ため過ぎないようにしてくださいということを粘り強く訴えていきたいと、啓発していきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ため池があるんですから、そのため池を管理しておられる方はいらっしゃるというふうに思いますが、所有権がついているということでありまして、それは、相続をするというふうなことになかなか得ていない。実際に使われておられる方がその必要性に応じて管理していくということになっているんだらうと思っておりますが、こちらにおられる方全体にきたひろネットで、あるいは広報紙でお知らせをしても、なかなか目にとまるということはないと思います。ですから、本当に、危険箇所の一斉調査をしているよということでありましたけれども、それらの池の管理しておられる方に直接お話をするか、あるいは直接そういう文書等をお送りをして、管理の徹底を図ることが必要だらうというふうに思います。この北広島に442のため池等があるということでありまして、その中で、8月が調査をされたということで、まだ危険箇所かどうかということが、広島県も全国も出てるんですから、北広島も出てないということはないと思うんですが、危険というか、修復が必要な池というのはあるんだつたんですか、ないんですか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 川東のため池につきましては、災害復旧事業として査定申請をする予定になっておりますので、当然一つはございます。それから豊平地域で1池ほど応急の対策が必要ですよということで指摘をいただいたんですけども、現地調査をして、それについても、事後処置が済んでおります。それから相続がなかなかされていないという部分につきましては、ごもっともなご意見でございまして、土地建物についても相続が進まない状況の中で、ため池までそういう相続が進むとはなかなか困難な状況ではないかなというふうに思っておりますけども、ため池管理者の方をもう一回洗い出しをして、ため池管理者のほうへ直接文書なり行動なりで、これだけため池がクローズアップされて、危険性が指摘されている状況ですので、そういった取り組みもしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 修復が必要であらうというため池は、決壊したため池は、それは当然でありましょうが、そうでなくて、日ごろの維持管理が余りよくいっていないということで多分広島県の534か所も決壊したから修復をするよということじゃなくて、危険だから、先に修復をしていこうということであらうと思うんですが、そここのところは、今調べられていないという現実なんでしょうか。そこまで、まだ危険でないということかもわかりませんが、そこもお聞きしてみたいのと、相続が行き渡っていないよということは、家とか田んぼの相続はいつているけれども、あえて言えば、堤とかため池については、もううちは農業しよらんし、荒らしとるし、水利権はあるんだらうが、管理の部分もあえてせにやならんようになるんなら、相続、この分だけはせんよと。田んぼと家はしましたが、堤はせんよというふうな状況があると思うんで、それとこれを一緒にしちゃいけないのかなというふうに思うんですが、どちらにしても、管理をしておられる現在の方のところ個別の池にそういう指導をしていく必要がこれからはあるんじゃないかなというふうに思いますから、そのことをお伝えをしてみたいという

ふうに思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 8月中に国が直接北広島町に入りまして、ため池の緊急点検をしております。230池について点検をしております、先ほど申し上げましたように、決壊した1つのため池と、もう1つ指摘がございましたけども、それについても事後処置は終わっております。広島県で500を超えるため池がございましたけども、水路に土砂がたまっておるとか、堤体に一部くぼみができておりますとか、流木が塞いでいるよというようなこと等々で、そういう除去をしたり、ブルーシートを張ったり、土のうを積んだりして、応急処置が済んでいるというふうにお聞きをしております。それから実際ため池の機能が損なわれて、実際もう貯水の機能がないものも報告を受けております。貯水機能が失われているであったり、水がたまるようにもしてないというようなことございまして、ため池としての機能はもう消失しているものもございまして、実際問題。そういった圃場整備が滞りなく済んで、そういうもとの水系が変わったり、用水路、それから圃場が整備されて水漏れが少なくなったり、水持ちがよくなったりして、ため池にそんなに依存しなくてもいいというような経過があって、昔ほどため池に頼らなくても水が確保できるというような地域的な状況も多分にあるのではないかと、このように思っておりますので、そういったところも含めて、ため池として現に利用されている以上は適切に管理をお願いしなければなりませんし、ため池が利用されておらず、貯水もされてないという分につきましては、また、国、県のほうも今後そういった事柄を西日本豪雨のため池被害を踏まえて、新たな取り組みが展開されるというふうにもお聞きしておりますので、そちらのほうからの指導なりを賜りたいというふうにも思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） かんがい用水で使っている人たちが管理をするというため池であります。行政とのかかわりという部分については明確にお答えをいただいたような気がしないんですが、例えば地域の方たちが決壊の可能性があるので、何とか修理をしようと思うけれども、その修理費にどのぐらいかかるんかわからんが、何とか町のほうもお手伝いをしてもらうことができますかというふうなことが仮にあったときに、それは町が幾らか、あるいは県なのか国なのかわかりませんが、そういうふうな方策もあるんでしょうか。それと今言われた、仮に今まではため池が必要であったけれども、いろいろな事情の中で、ため池を使う、ため池の水を使うような状況から変わってきたということがあった場合に、それは個人のものでありますから、行政がとやかく言うものではないかもしれませんが、登記の切りかえをしたり、あるいはため池という用途から違う用途に切りかえるというふうなことを当人というか、個人個人の水利権者がされる、あるいは行政がそういうふうなにかかわるということがあつたのかなのかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） ため池の機能の回復、地域からの申し出がありますのは、水がたまりにくくなるとよとか、堤体が昔に比べて老朽化してきよるんだかというようなことで、そういったため池の機能回復といいますか、向上についての相談が多いわけでございますけども、そういった場合は、現地調査に出向きまして、国、県の補助事業に持っていけるかどうかというようなことを広島県、あるいは土地改良事業団体連合会などとも相談をさせていただきながら、事業にのせられるかどうかというようなところを検討しておるところでございます。町のほう

としては、ご存じのように地域施工支援事業のほうで、農業基盤整備の一環として、ため池にもそういった事業が当てられるようにはなっておりますけれども、いささか金額が、上限がございますので、必要な手当がそれでできるかというところはございますけれども、現に、その地域施工支援事業を使ってもらって維持補修に当てられておる実績もあります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 修繕をしていくのに、地域施工事業というのがありますよということですが、それは上限がたしか20万円だったというふうに思うんですが、これまで、今のようにため池の修繕をしなきゃいけないようになったよというふうなときには、もう少しパーセントの高い補助があったのではないかなというふうなこともお聞きをしているんですけども、今、地域支援事業ということしかかかるものはないというふうに今お考えなのか、それは町はそうであるけれども、県や国はまだ、そういう補助があるのが実はあるんですよということはありませんか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 広島県の補助事業の中に緊急ため池等整備事業というのがございまして、それにつきましては、地元が10%の負担で事業を行っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ということは、地元が10%ということは、90%はどこですか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 90%が国、県、町でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 地域施工事業の20万円が先に出て、その後、地域で10%が出て、90%を国と県と町で見ます。町の姿勢がよくわからんのですよ。どういう場合に90%の国、県、町という配分になりますか。それと地域施工事業との関係はどうなりますか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 地域施工支援事業の20万円というのは、国、県、町の補助対象とならないものですので、極めて軽微なものにしか該当はできないだろうというふうに考えております。ため池整備事業については、やはり使われ方であったり、今までの管理の状況、それから受益面積であったり、それから将来の耕作意欲であったり、いろんな条件が厳しゅうございます。そういった条件を全てクリアして、なお、地元の10%の分担金、これもため池規模にもよりますが、およそ1000万円以上かかるというふうになっておりますので、100万を超える地元の分担金が必要になってまいります。そういった地元のため池に対する修繕意欲も当然かかわってまいりますので、先ほど申し上げましたように、地域施工支援事業とため池緊急整備事業については全く別のものというふうにお考えいただければと思います。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 質問に対して、いろいろな返し方というのはありますけれども、答弁の仕方というのはありますけれども、一つ一つ少し掘り下げたら次のが出てくるというふうな回答の仕方じゃなくて、今の90%と10%の話もあって、そこに該当しなかったら、こういう地域施工事業がありますよというふうな答弁なら、頭をこがいにせんでもいいんですが、そういうふうな答弁をこれからお願いをしたいというふうに思います。最後になります。時間がな

いので、2問目に入りたいと思いますが、その前に、全体的に、なかなか中身のわかりにくいことでもありますけれども、災害に強いまちづくりということを私はこのタイトルに上げているわけでもありますけれども、今後どのように取り組まれるかということと、私たち地域のほうにどういうふうにしてくださいよということをお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それではお答えいたします。大規模災害時には、公助が行き届かないことがふえ、自助・共助が重要となってまいります。自主防災組織と行政区などの関係者などに集まっていただき、災害時の対応についての講習や意見交換を行うことを考えておるところでございます。地域に何を求められるかということでございますが、住民の生命を守ることを基本として、日ごろから災害について皆さんで避難経路、避難方法、連絡方法などを事前に確認をお願いいたします。また、7月豪雨災害の際にもありましたが、引き続き、有事の際には避難所の開設などもご協力をいただきたいというふうに考えております。ということで、災害時には、どうしても町のほうの対応がなかなかいかない場合もございます。地域の実情に応じまして避難所の開設など、どうぞご協力をよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） やはり地域の人たちの防災に関するかわり方をしっかり地域で行っていくということを念頭に言っとかにゃいけんというふうに思っております。それでは2問目に入りますけれども、ちょっと時間がなくなりましたから、私は前半は端折ってといいますか、かなり飛ばしていこうというふうに思いますけれども、まず、環境問題、環境は守れるかというタイトルでありますけれども、この北広島町の役場のこの本庁には南側の外壁、それから屋上に太陽光パネルが乗っております。その太陽光パネルによって発電を行い、この本庁の電気をそれによって、幾らか賄うということでもあります。全体的に、パネルが取り付けられてからかなりの年数になりますけれども、それが何年になるのかということをお聞きをしてみても、もともとの発電量と現在の発電量がどう変わってきたのか。多分、経過をしておるといふふうに思いますけれども、それをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 庁舎の屋上、また、南側壁面の太陽光パネルのことでございます。設置をいたしましたのは平成12年から14年の間で設置をしておりますが、当初、設置した当初の年間発電量約10万キロワットアワーでございましたが、現在、平成28年以降、年間発電量が約半分の5万キロワットアワーと低下している状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今はかなりの電気をパソコン、いろいろな機械等で使ってますから、当然、最初から売電はなかったはずでありますから、発電できた範囲の中で使えるものを使っているということでありましょが、今、5万キロワットアワーであります、どれぐらいの本庁の総電力量からいうと、どのぐらいのパーセント使ってますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 現在で申しますと、6%を賄っているということになります。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 6%ということですから、言うてみれば、何年か、平成でいう14年とい

うことでしたから、十何年もたっていますが、半減をしておるということではありますが、この質問、私も何年も前にもしましたけども、そのときの管理課は町民課ではありませんでした、多分企画課だったと思いますけども、そのときに、電力量は下がってきているので、水あか等のメンテナンスをしなきゃいけないということは、やりとりをする中の回答で受けたわけですが、そのメンテナンスはされましたか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） パワーコンディショナー、これまでのメンテナンスは正直できておりません。本年度、パワーコンディショナーの修繕を予定しておりまして、当初予算のほうにも計上させていただいております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） パワーコンディショナーを変えるということと、発電量が高まるよということとは相入れないものじゃないかなというふうに思います。そのところ、それをすると上がるのかな。水あか掃除をするということが、前はありましたけども、できなかった理由は、財政的なことだろうと思いますが、どうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） これは直流から交流に変換するということでの機械でございますが、これによりまして、消費電力につながるということなので、このコンディショナーが機能しないと、実際消費電力にならないということでございます。それと、パネル、モジュールのほうでございますが、確かに汚れているというか、そういったことは見受けられます。直接、この汚れが発電力に多大な影響を与えているというところまでは聞いておりませんが、若干影響はあるとは思いますが。今まで何でせんかったんやというご指摘ありましたが、これにつきましては、今の財政的な部分もあったかもしれませんし、ちょっと答弁は、申し訳ございませんが、できない状況です。すみません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そもそもこの太陽光のモジュールを含めての全体の耐用年数、今、何年かというのは大体わかりましたが、耐用年数は大体17年というふうにお聞きをしておりますけども、17年たったら、使えんよというようなものではないわけでありまして。太陽光をお受けになる業者さんは、水あかと、それから発電量の関係は余り因果関係はないんですよというふうなことを言われて大体売られるというふうに聞いておりますが、それはそれでいいとして、パワーコンディショナーをつかえらるというのが今年度でありますから、それをつけると、どのぐらいふえるんかというぐらいの試算はしとったでしょ。6%が12%になりますよとかいう数字。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 現在、パワコンのほうですが、屋上の部分で言いますと、10基のうち7基が今現在故障しております。側面、これ5基あるんですが、これ3基故障しております。これを修繕しますと、数字的にどのぐらいまで回復するかというのは試算してはおりませんが、かなりの効果が期待できるのではないかとこのふうには思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 質問すれば質問するほどおもしろいなというふうに思うんですが、10基のうち7基が故障しておる。パワーコンディショナーを直すときに一緒に直すから、どのぐら

いふえるのかということが今答弁であったのかなというふうに思いますが、それでいいですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） はい、今回、本年度予算で、このパワーコンディショナーを直させていただくということでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 最初の答弁の中で、パワーコンディショナーを直すのはわかったんですけども、今のところ、10基のうち7基が故障しておると。今、トータル的に直したら、何ぼぐらいの回復力が、発電が出るんかわからんよということだったんで、7基も修理されるから、どのぐらいいふえるかわからんよという期待を込めての今答弁だったと思うので、聞いたわけです。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） すみません、この修繕することによっての復元ですよ。効果の数値的な部分は、すみません、私のほうで承知しておりません。申し訳ないんですが。今年度予算化をしていると、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そこが確認できたんで、かなり上がるんだろうと思います。南側の壁面の分も3基、期待をしてみたいと思います。いずれにしても、この町にはかなりの太陽光のモジュールが屋根に上がっていきなり、それから公共の町の施設の上に小学校であったり、屋根の上に屋根貸しというのもしたりして、かなり太陽光ということを奨励をするというか受け入れているというふうに思うわけでありまして、これまでの流れとして、クリーンエネルギーの太陽光というのは非常に脚光も浴びてきたわけでありまして、これもいつかの時点では廃棄をしなくてはならない時期が必ず来るわけでありまして。その場合にどのぐらいの、例えばそれぞれの家のことについてはわかりませんから、ここに、この本庁の上と南側の壁面にあるモジュールの耐用年数が来て、あるいは発電が容易でなくなった段階に廃棄処分するわけですが、そのときの廃棄の仕方はどういうふうなことを想定をされておるか、そしてまた、処分費がどのぐらいかかるというふうに想定されておられるかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 庁舎の上の太陽光発電システム、これにつきましては、議員のほうからありましたように、電力供給と再生可能エネルギーの普及啓発を目的として設置をしたわけでございます。特に屋上に設置されております発電パネル、これはご存じのとおり、羽根の形をしたフォルムでございます、これは未来へ羽ばたくという意味を込められております。今や庁舎のシンボリックな存在でございますし、高速道路からもよく見えるという声をお聞きしております。廃棄につきましては、今のところ検討はしておりません。現在、この太陽光パネルのリサイクル処分に関するシステムがまだ確立されていないという状況で、環境省におきまして、現在、リサイクル適正処分について検討チームを立ち上げ、研究が行われているところでございます。また、太陽光パネルの廃棄処理実績が少ないため、処分費のコストについても一定の価格が示されていないという状況ですので、実際このパネルを廃棄したとき、どのぐらいかかるかという費用につきましては、ちょっとお答えができないということでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 原子力発電所もクリーンエネルギーで発電をします。しかしながら、最後の処理は、まだ考えていない。トイレのない公衆便所というふうな言われ方をしたりするわけですが、最終処分が考えられずにクリーンエネルギーだということで作られてきたと。この太陽光発電も本当にクリーンで、電気代もいろいろと節約できるよというふうなこともあって、国のほうでも、町のほうでもあった時期もありましたけど、そういう形で広がってきました。ですが、そのときも、それこそ国が考えるだろうと、将来的に処理の仕方は考えるだろうということがありましたし、必ずそういうことが行き当たるんじゃないかと、お任せですよというふうなことです。もう既に一番最初につくってから17年以上たったモジュールというのは、もう随分あると思います。それらをどうするかということが、まだないままに来てるわけですが、行政としては、何らかの形で明らかにしていくということ、また明らかにしなくてはならないという責任もあろうと思うんですよ。国も県も町も、補助を出してきたというふうなことも含めて考えれば。そういうふうなことでありますけども、これから、この施設自体がお荷物になるということがあるのではないかと、もうもうにも思いますし、今、この近くの市町を見ても、本当山のほうに、山肌はずうっと太陽光が横たわると言いますか、光の反射も受けながら、景観も余りよくないよという状況の中でできていますし、千代田地域でも農地にも、あるいは団地にもそういうものがあります。それが本当に太陽光によって収入を得られるということは確かにあるのかもしれませんが、全体的に町の景観から考えたときに、そのことはどうなんだろうかと、これを考えにやなんこともあろうと思います。そここのところ、まず、どう考えておられるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 太陽光発電設備のことでございますが、本庁に置いてあります、庁舎にありますシステムにつきましては、これはご承知のとおり、国の補助金事業等活用させていただいて設置をしております。また、これまでの先進事例としまして、経済産業省のホームページで紹介されるなど、これまでの普及啓発の効果は十分であったというふう感じております。またシンボリックな、先ほど申しましたような役割も果たすことができているというふう考えております。今後、こういった設備の更新等によりまして、有効に活用できるものは活用してまいりたいというふうに思っております。また、町内のほうでいろんな土地、山林部、また農地部のほうで設置をされておりますが、これにつきましても新エネルギーの普及促進という観点から申しますと大変喜ばしいこととございますが、先ほど申されました景観につきましては、まだいろいろ課題等があるかと思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 太陽光発電の施設の設置基準というのはあるんですか、ないんですか。それと、本当に迷惑だということで、苦情等が入っているんじゃないかというふうに思いますが、そここのところはいかがですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） この発電施設の設置につきましての直接的な法的規制はございません。ただ、フィット制度に乗っかっている事業につきましては、この資源エネルギー庁が策定しております事業計画策定ガイドライン、これに基づきまして行われているものと認識しております。それから苦情につきましては、これまで事業計画の地元説明会の開催というのを要望がありまして、それを事業者に求めてきたことはございますが、直接、この事業に対して反対とい

ったことでの相談は受けておりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ある団地に行ったら、太陽光発電の設置を認めないというふうなことの看板がある団地がありますが、その団地からは、そういう相談はなかったですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） そういった相談は受けておりません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 仮にそういう相談があったら、どういうふうな対応ができますか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 町として、そういった相談を受けた場合、何ができるかということですが、直接今おっしゃいました事例がちょっと詳細がわかりませんので、ちょっとお答えにくいのですが、町として規制をしていることになってませんので、なかなか難しい問題かなというふうには思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） わかりました。それでは、クリーンエネルギーということで、風力発電のことに入りたいと思いますけども、今、芸北地域の近場の島根県寄りに大きな風力発電をつくらうかというふうなことが計画としてあるやというふうにお聞きをしておりますけども、そのことについて、芸北地域の方たちの動きというふうなのを町のほうはお聞きをしておられると思いますけども、今どういうふうな流れになっているかというのをお伝えりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 芸北地域に関係します風力発電建設計画でございますが、これは大佐山から鷹巣山付近、これを大規模に開発するもので、自然環境及び生活環境に相当範囲の影響が及ぶということが予測されるものと考えております。これに対しまして芸北地域、とりわけ八幡地域でございますが、住民団体、八幡高原の景観と環境を守る会、こちらのほうから発電施設の計画に対して設置反対の報告を受けておまして、町としましても地域の歴史、文化、自然環境を総合的に勘察し、地元と連携して建設中止を求めていくこととしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） どういうふうな影響があるから反対をしているんだよというふうなことが、もう少しわかりやすく伝えればいかと思いますけども、どうでしょう。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） この本事業に対しまして、自然環境、また生活環境への影響を懸念するものでございます。自然環境につきましては、事業計画地の近くに国立公園や鳥獣保護区等が設定されておまして、絶滅危惧種に指定されているクマタカをはじめ生態系への影響が危惧されるということでございます。また生活環境につきましては、里地としての景観や発電施設からの騒音や超低周波音の影響が危惧されるということでございます。以上のことから、当該地域が風力発電設置に適地ではないというふうと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それでは小水力発電、あるいはマイクロ水力発電というんですか、そういうふうな部分についての物事の考え方、クリーンエネルギーということで考えれば、どういう

状況が、水力に頼れるというふうなことになるかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 水力発電ということでご質問でございます。本町にも小水力発電ということで、運営しております。これは芸北地域の川小田からの滝山川の水を利用した小水力発電でございまして、平成15年に設置し、現在も稼働しておるところでございます。日本のエネルギー事情といたしまして、原子力や輸入に頼る化石燃料との課題があります。今後ますます水力発電、このような再生可能エネルギーの重要性が増すものと思っておるところでございます。本町の小水力につきましても、このような発電の一端を担うということで運営してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今は多分小水力発電のことだったんだろうと思うんですが、それよりももっと簡易な施設でいいマイクロ水力という言い方をしたのかどうか分かりませんが、そのほうの方向、小溝でも発電できるよというふうな状況の発電はいかがでしょうか。これから先。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） すみません、マイクロ水力発電、この通告になかったもので、ちょっと答弁準備をしてなかったんですが、これまでも答弁をさせてもらったとおりになるかと思いますが、水力発電の条件整備とか、また、発電施設設置の初期投資費用、それと維持管理費、売電価格との費用対効果、採算性ということでの問題、これについて導入は難しいというふうに以前お答えをさせていただきました。また、今もその状況は変わらないということでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） クリーンエネルギーの水力発電も当町にあるということで通告をしておりましたので、水力発電のことについてお考えいただきときゃいけんかったんじゃないかというふうに思いますけど、経費がかかるというふうなことをおっしゃいましたが、最終的な処分経費のことはこっちに置いて、ランニングコストとか、設備費とかについてのお話はありましたが、そこらをもう少し本当に必要なものかどっちなのかということはお考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 先ほども申しましたように、太陽光発電のパネルの処分、廃棄処分につきましては、まだ現在環境省のほうを中心に研究をされていると、それは一つは何かといいますと、リサイクルができるパネルもありますし、もう完全に廃棄物として処分場、埋め立てですね。そういった処分方法、そういったとこで、いろいろ今、環境省のほうで研究されているという状況がありまして、試算的にできるのかというのが大変そこら辺が難しいということでございます。今のマイクロ水力発電につきましては、これは実績等がございますので、そういったことを勘案させていただきまして、先ほどの答弁となりました。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） クリーンエネルギーに依存をするということは悪いことではありませんが、いろいろよく考えて、何をなすべきかということをしつかりとお考えいただいてということで、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） これで梅尾議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日11日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、あすの会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 15分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~